

**第7期矢掛町障害福祉計画**  
**第3期矢掛町障害児福祉計画**  
(令和6年度～令和8年度)

令和6年3月

矢掛町



## はじめに

本町では、第6次矢掛町振興計画に基づき、まちの将来像を「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」とし、人にやさしく、快適な住環境のもとで活力と魅力あるまちを目指して、「矢掛町に住みたい」「住んでよかった」と実感できる、笑顔があふれるまちづくりを実現するため、町民とともにまちづくりを推進しています。

国においては、障害の有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざして、障害者総合支援法、児童福祉法及び障害者差別解消法の改正や医療的ケア児支援法の施行など、障害のある方への支援に関する法制度の改正等が進められています。

こうした中、矢掛町障害者計画の基本理念である共生社会の実現に向け、今後3年間の実施計画である「第7期矢掛町障害福祉計画」及び「第3期矢掛町障害児福祉計画」を策定いたしました。本計画では、前計画の考え方を継承しながら、障害福祉サービス、地域生活支援事業及び障害児通所支援等のサービス提供体制等の整備を推進していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行は、感染症対策の徹底や「新しい生活様式」への対応など、人々の生活や障害者施策の実施に大きな影響を及ぼしており、感染症法上の位置づけは5類に移行しましたが、移行後も支援施策においてよりきめ細やかな対策が求められている状況です。本計画の推進にあたっては、このような感染症の影響も踏まえつつ、障害のある方々の支援に全力で取り組んでまいりますので、皆様の尚一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたり、幅広い見地から熱心にご審議いただきました矢掛町障害者計画等策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査や多数の貴重なご意見を寄せていただきました町民の皆様、関係機関・団体の皆様に心から御礼申し上げます。

令和6年3月

矢掛町長 山 岡 敦

# ◆ 目 次 ◆

<b>第1章 計画策定の基本的な考え方</b>	<b>1</b>
<b>第1節 計画策定の趣旨</b>	<b>1</b>
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画策定の基本理念	2
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
<b>第2節 障害者の現状</b>	<b>7</b>
1 総人口及び世帯数の推移	7
2 障害のある人の動向	8
3 障害種別の年齢別構成	9
4 障害種別の等級別構成	12
5 身体障害のある人の部位別構成	15
<b>第2章 計画の基本方向</b>	<b>17</b>
<b>第1節 基本的考え方</b>	<b>17</b>
<b>第2節 成果目標と見込みの設定</b>	<b>19</b>
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	19
2 地域生活支援の充実	20
3 福祉施設から一般就労への移行等	21
4 障害児支援の提供体制の整備等	22
5 相談支援体制の充実・強化等	23
<b>第3節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績の状況</b>	<b>24</b>
<b>第4節 障害福祉サービス見込み量</b>	<b>32</b>
<b>第5節 地域生活支援事業見込み量</b>	<b>38</b>
<b>第6節 障害児通所支援等見込み量</b>	<b>45</b>
<b>第3章 計画の推進</b>	<b>49</b>
<b>第1節 計画の推進体制</b>	<b>49</b>
<b>第2節 自立支援協議会のネットワーク強化</b>	<b>49</b>
<b>第3節 計画の見直し</b>	<b>49</b>

第4章 資料編	51
1 矢掛町福祉に関するアンケート調査結果の概要	51
2 用語解説	62
3 矢掛町障害者計画等策定委員会諮問	66
4 矢掛町障害者計画等策定委員会答申	67
5 計画の策定経過	68
6 矢掛町障害者計画等策定委員会設置要綱	69
7 矢掛町障害者計画等策定委員会委員名簿	71



## 第1節 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の背景と目的

## (1) 策定の背景

近年、障害者の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援の在り方をはじめ、介護、介助職員の不足や重度障害者（児）への支援等、障害者（児）を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、人々のライフスタイルに大きな影響を与え、5類移行後も、障害者（児）への支援施策においても、よりきめ細かな対策が必要となっています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる「共生社会」の実現に向けた取組を推進しています。

**◆地域での生活支援を充実するための法律の動き**

そのような中、平成30（2018）年4月に「障害者総合支援法<sup>※1</sup>」及び「児童福祉法」それぞれの改正法の施行により、障害者（児）の地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、介護保険サービスの利用者負担の軽減や共生型サービスの創設等が進められました。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「市町村障害児福祉計画」の策定も定められました。

**◆合理的配慮や意思疎通支援等に関する法律の施行**

令和3（2021）年5月には「障害者差別解消法<sup>※2</sup>」が改正され、事業者による障害者（児）への合理的配慮の提供が義務化されたこと等をはじめ「医療的ケア児支援法<sup>※3</sup>」の施行等、障害者（児）への支援に関する法制度の改正等が進められています。

令和4（2022）年5月には、障害者（児）における情報の取得や意思疎通等に係る施策の推進を目的として「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法<sup>※4</sup>」が制定される等、大きな動きが見られました。

**◆「障害者基本計画（第5次）」の策定**

さらに、令和5（2023）年3月には、障害者施策の最も基本的な計画である「障害者基本計画（第5次）」が閣議決定され「共生社会」の実現に資する取組の推進等、全ての施策分野に共通する「横断的な視点」が改めて定められました。

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

※2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

※3 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」

※4 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」

## (2) 策定の目的

計画策定にあたっては、「第6期矢掛町障害福祉計画・第2期矢掛町障害児福祉計画」(以下「前計画」という。)の実施状況の検証、及び「第7期矢掛町障害福祉計画・第3期矢掛町障害児福祉計画に向けての基礎調査」(以下「基礎調査」という。)の結果の分析、国及び県の動向、対象者のニーズ、地域課題や特性等を踏まえて「第7期矢掛町障害福祉計画・第3期矢掛町障害児福祉計画」(以下「本計画」という。)の策定を行うことを目的とします。

## 2 計画策定の基本理念

本計画は、「第6次矢掛町振興計画」における福祉分野の目標「人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり」、「第3次矢掛町地域福祉計画」における目標「みんなが支え合い安心して暮らせる福祉のまちづくり」と連携、補完し、『「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～』を基本理念として、障害者及び障害児が日常生活又は社会生活を自立して営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや支援を地域において計画的に提供できる社会づくりを目指すものです。

### 【第5期矢掛町障害者計画の基本理念】

「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～

### 第7期矢掛町障害福祉計画 第3期矢掛町障害児福祉計画

#### 利用者の実情に応じたサービス基盤の整備

障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤を整えとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。



### 3 計画の位置付け

本計画のうち障害福祉計画は、地域生活や一般就労への移行の令和8（2026）年度の数値目標の設定、障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策、地域生活支援事業の実施に関する実施計画であり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第1項に規定される「市町村障害福祉計画」にあたるものです。

また、障害児福祉計画は、障害児通所支援等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策に関する実施計画であり、児童福祉法第 33 条の 20 第1項に規定される「市町村障害児福祉計画」にあたるものです。

本計画の策定にあたっては、県と協議を行い、第5期岡山県障害者計画（第7期岡山県障害福祉計画及び第3期岡山県障害児福祉計画）との整合や広域的な調整を図りながら策定します。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

（市町村障害福祉計画）

第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

児童福祉法

（市町村障害児福祉計画）

第三十三条の二十 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

# 第6次矢掛町振興計画

## 第3次地域福祉計画

障害者計画  
障害児福祉計画

高齢者保健福祉計画・  
介護保険事業計画

食育推進計画  
健康やかげ21

子ども・子育て  
支援事業計画

整合

町のその他の関連計画

健康・保健関連

環境関連

教育関連

都市・住宅関連

産業・交通関連

防災・防犯関連

その他

連携  
補完

## 第5次地域福祉活動計画

整合

## 第5期岡山県障害者計画

(第7期岡山県障害福祉計画及び第3期岡山県障害児福祉計画)

## 4 計画の期間

本計画は、第7期矢掛町障害福祉計画及び第3期矢掛町障害児福祉計画は令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間を計画期間として策定します。

	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)
矢掛町 障害者計画			第4期計画	第5期計画					
矢掛町 障害福祉計画			第6期計画	第7期計画（本計画）			第8期計画		
矢掛町 障害児福祉計画			第2期計画	第3期計画（本計画）			第4期計画		

## 5 計画の策定体制

本計画を策定するにあたっては、以下のような取組を行いました。

### (1) 矢掛町障害者計画等策定委員会での審議

当事者や関係団体・機関の代表で構成される「矢掛町障害者計画等策定委員会」を諮問機関として、障害の特性等を踏まえた具体的な審議を行いました。

### (2) アンケート調査の実施

矢掛町内にお住まいの、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者 880 名に対するアンケート調査を実施しました。（回収率 56.9%）

### (3) パブリック・コメントの実施

令和5（2023）年12月8日（金）～令和6（2024）年1月9日（火）

### (4) 矢掛町障害者自立支援協議会からの意見聴取の実施

障害者団体や当事者、サービス事業者等から構成される障害者自立支援協議会の意見を計画に反映させるため、協議会構成員から意見聴取を行いました。

■国・岡山県・矢掛町計画策定状況一覧■

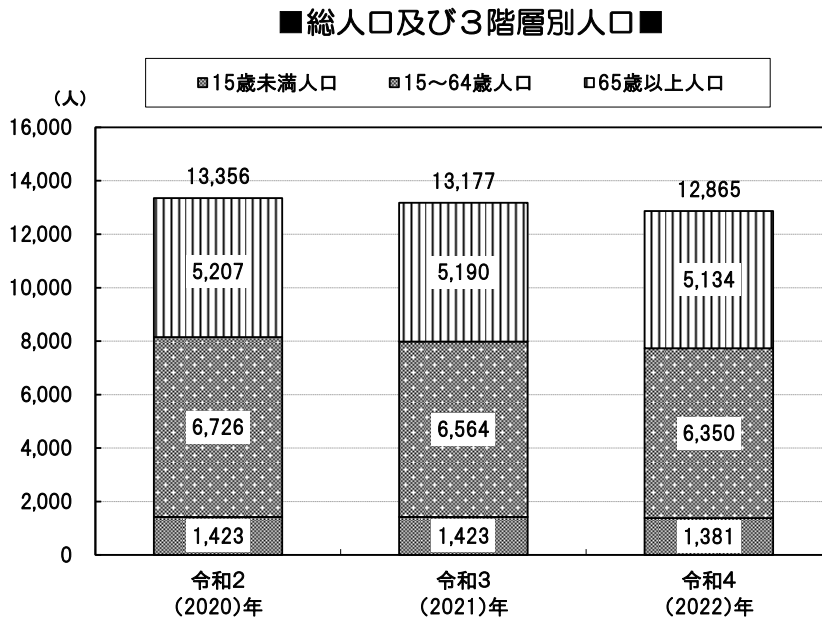
年	国		岡山県		矢掛町	
平成 25 (2013)年	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部改正	障害者基本計画（第3次）	第2期岡山県障害者計画	第3期岡山県 障害福祉計画	第3期矢掛町障害者計画	第3期矢掛町 障害福祉計画
平成 26 (2014)年	◇障害者権利条約の批准					
平成 27 (2015)年	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行		第3期岡山県障害者計画	第4期岡山県 障害福祉計画		第4期矢掛町 障害福祉計画
平成 28 (2016)年	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部改正 ◇成年後見制度利用促進法の施行					
平成 29 (2017)年						
平成 30 (2018)年	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正	障害者基本計画（第4次）	第1期岡山県 障害児福祉計画	第5期岡山県 障害福祉計画	第4期矢掛町 障害者計画	第1期矢掛町 障害児福祉計画
令和元 (2019)年						
令和2 (2020)年	◇障害者雇用促進法の一部改正		第2期岡山県 障害児福祉計画	第6期岡山県 障害福祉計画		第2期矢掛町 障害児福祉計画
令和3 (2021)年	◇障害者差別解消法の一部改正 ◇医療的ケア児支援法					
令和4 (2022)年	◇障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	第4期岡山県 障害者計画			第6期矢掛町 障害福祉計画	
令和5 (2023)年						

## 第2節 障害者の現状

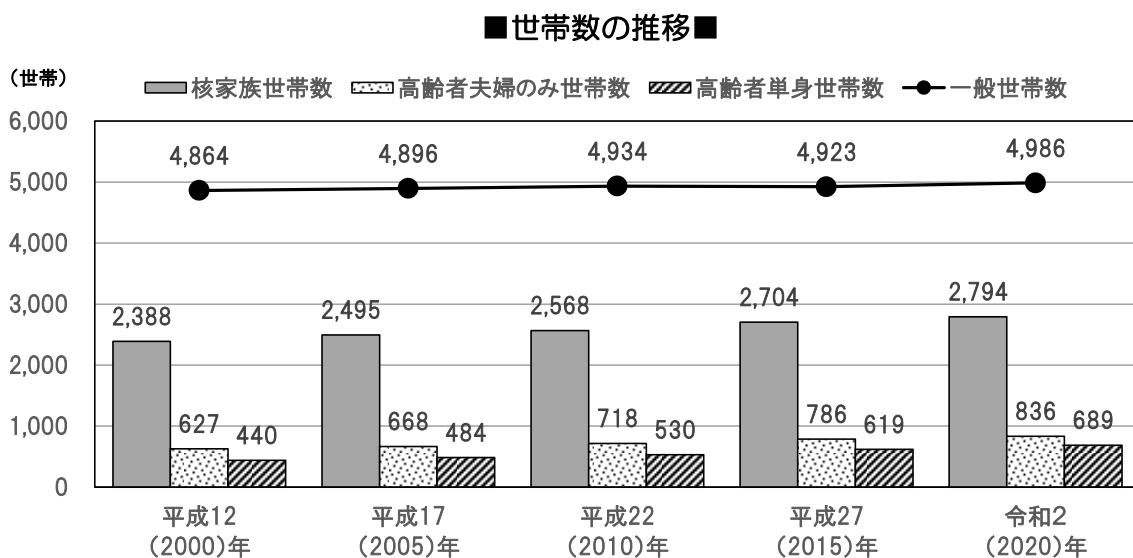
### 1 総人口及び世帯数の推移

住民基本台帳で人口の推移をみると、本町の総人口は緩やかな減少傾向となっており、令和2（2020）年から令和3（2021）年の15歳未満人口を除き、いずれの階層も人口が減少しています。

国勢調査で世帯数の推移をみると、核家族世帯、高齢夫婦のみの世帯、高齢単身世帯で増加傾向にあります。



資料：住民基本台帳



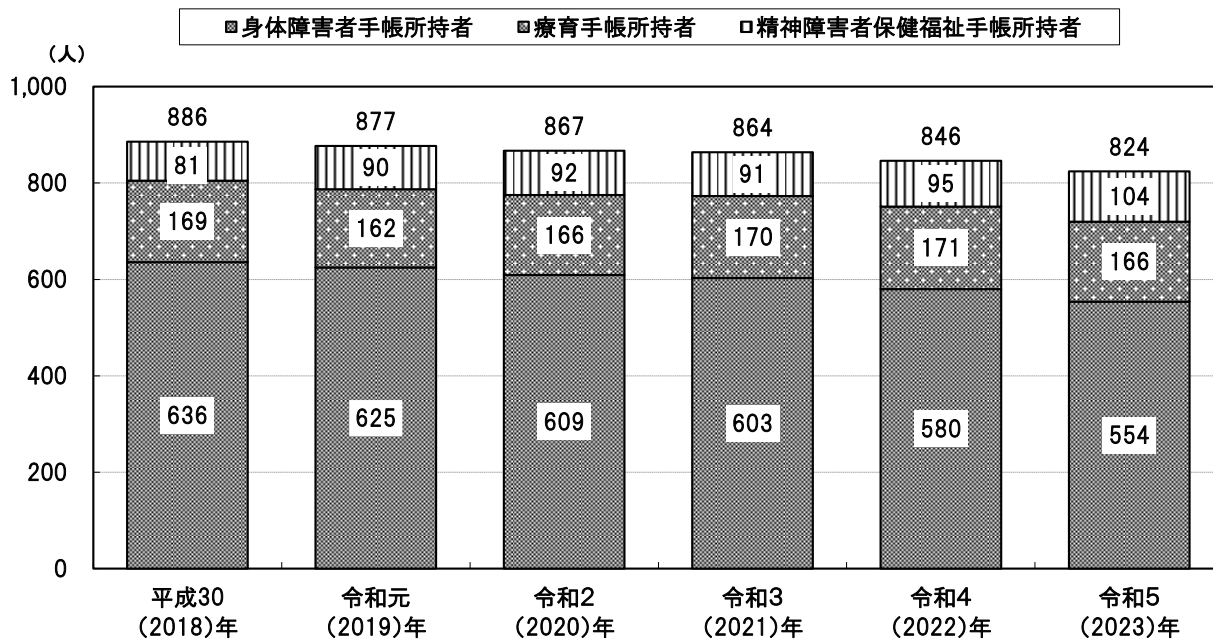
資料：国勢調査

## 2 障害のある人の動向

本町における障害のある人の数は、令和5（2023）年4月1日現在で、身体障害（身体障害者手帳所持者）が554人、知的障害（療育手帳所持者）が166人、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）が104人です。

ここ6年間の推移をみると、身体障害では636人から82人減、知的障害では169人から3人減、精神障害では81人から23人増と、精神障害の増加が顕著となっています。

■手帳所持者数の動向■



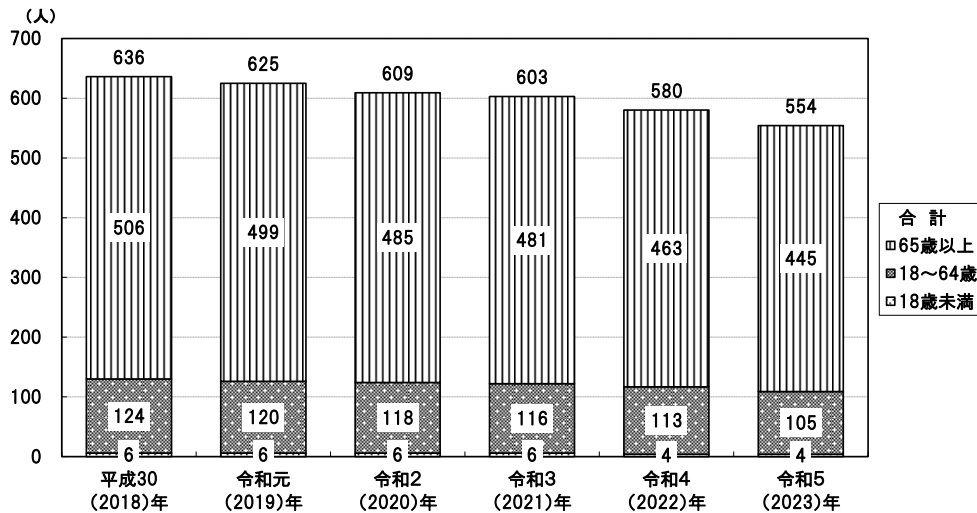
資料：福祉介護課 各年4月1日現在

### 3 障害種別の年齢別構成

年齢構成では、身体障害のある人の場合、令和5（2023）年4月1日現在で18歳未満の障害児は4人で全体の0.7%、18歳から64歳までが105人で19.0%、65歳以上が445人で80.3%となっています。

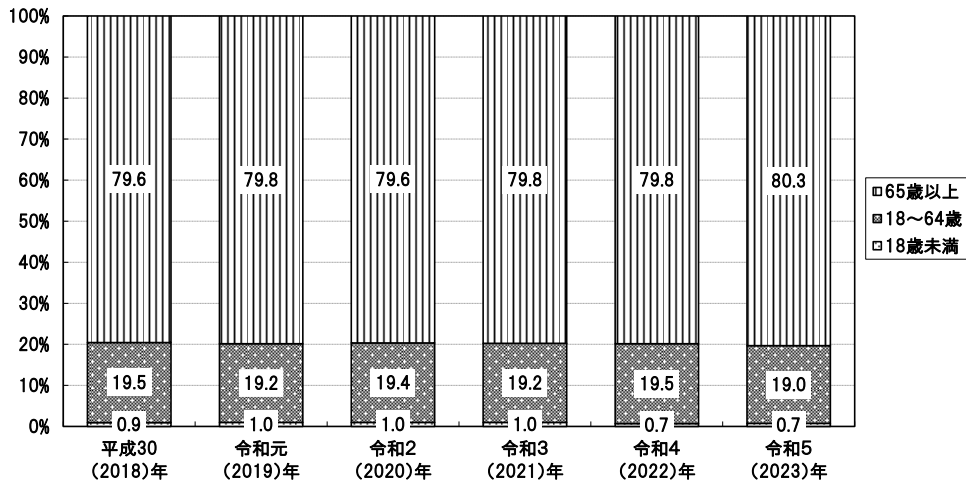
ここ6年間は、いずれの年齢階層も人数は減少しているものの、構成比はほぼ横ばいとなっています。

■身体障害者手帳所持者数の動向（年齢区分別）■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

■身体障害者手帳所持者数の動向（構成比）■



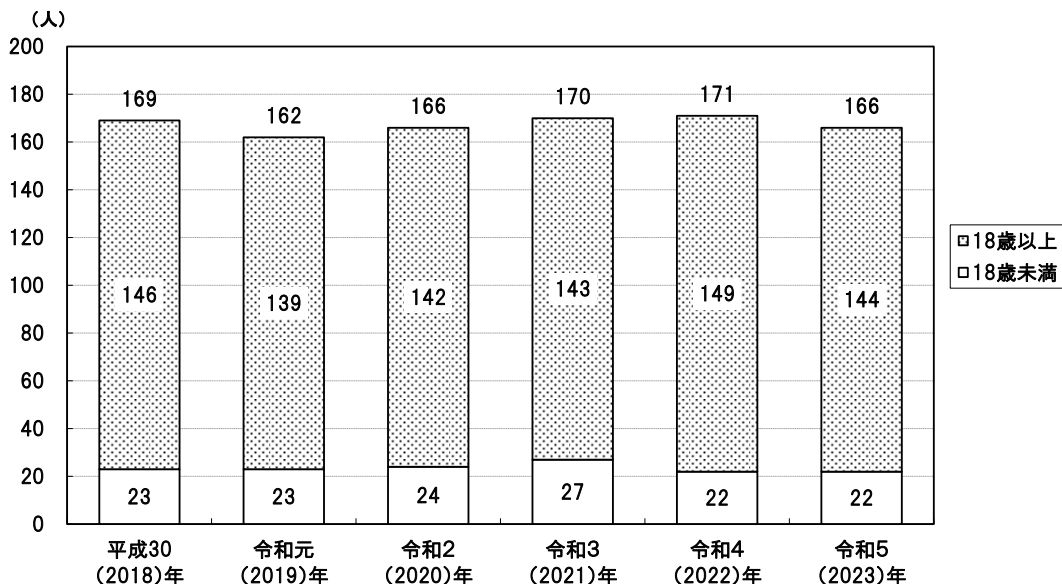
※グラフのパーセンテージは、小数点第2位以下の端数処理により合計が100%にならない場合があります。（以下同様）

資料：福祉介護課 各年4月1日現在

知的障害のある人では、令和5（2023）年4月1日現在、18歳未満の障害児が22人で、全体の13.3%を占め、18歳以上が144人で86.7%を占めています。

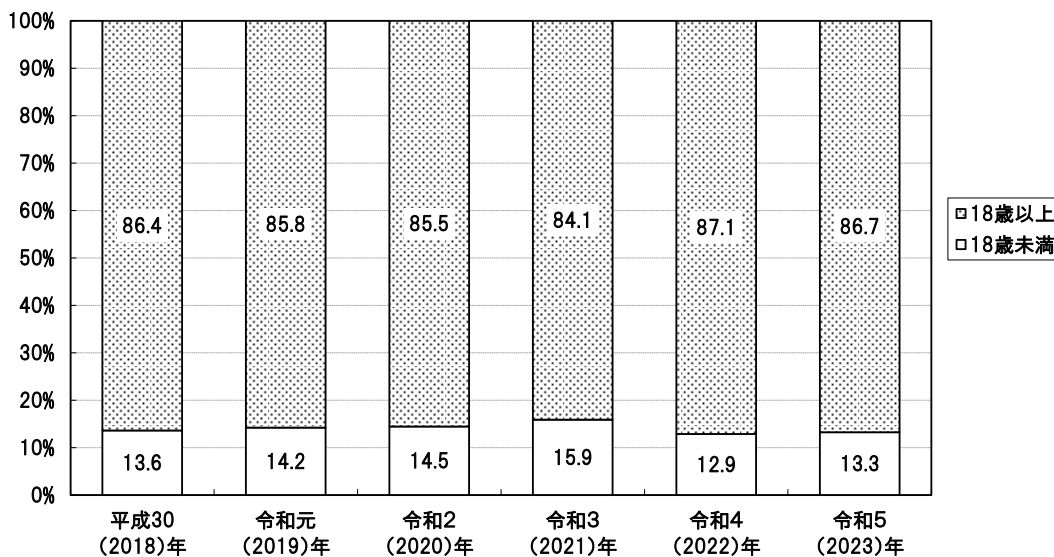
ここ6年間は、いずれの年齢階層も人数は増減を繰り返しており、構成比でも18歳未満が13%～16%前後、18歳以上が84%～87%前後で推移しています。

■療育手帳所持者数の動向（年齢区分別）■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

■療育手帳所持者数の動向（構成比）■

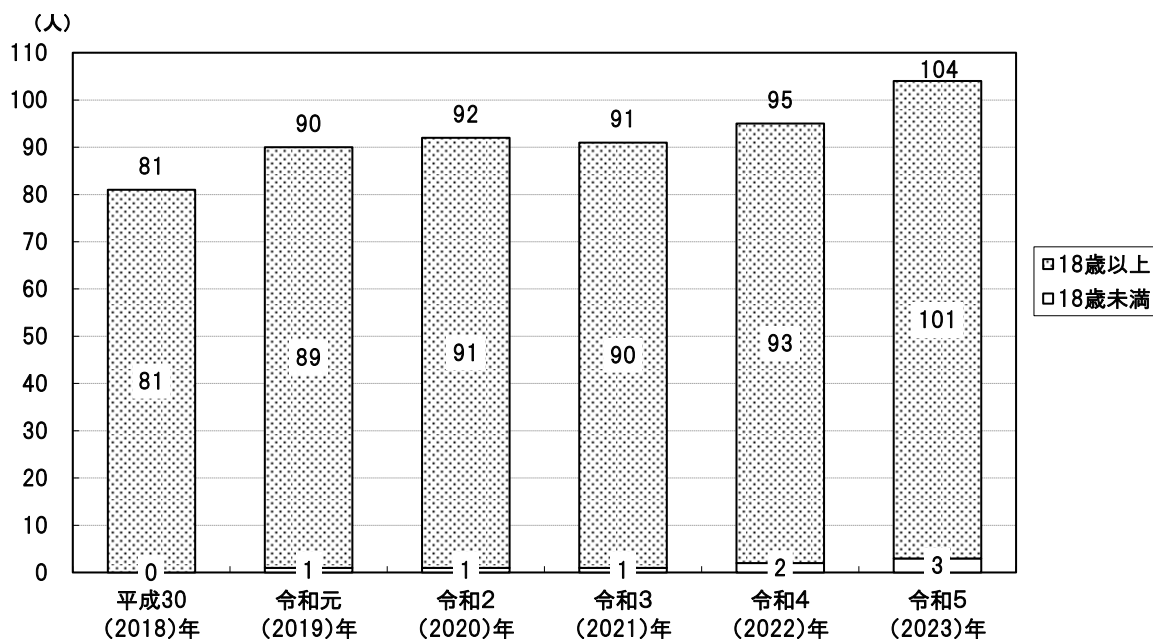


資料：福祉介護課 各年4月1日現在



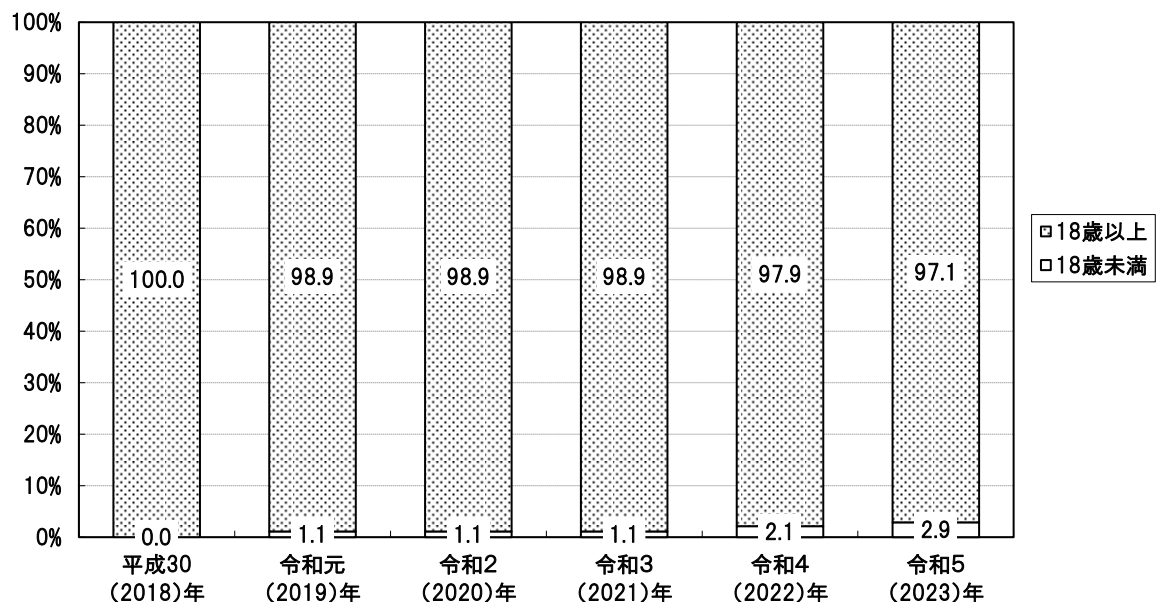
精神障害のある人では、総数は年々、増加傾向を示しています。また、18歳以上が大半を占め、令和5（2023）年4月1日現在、101人で、97.1%を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向（年齢区分別）■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の動向（構成比）■

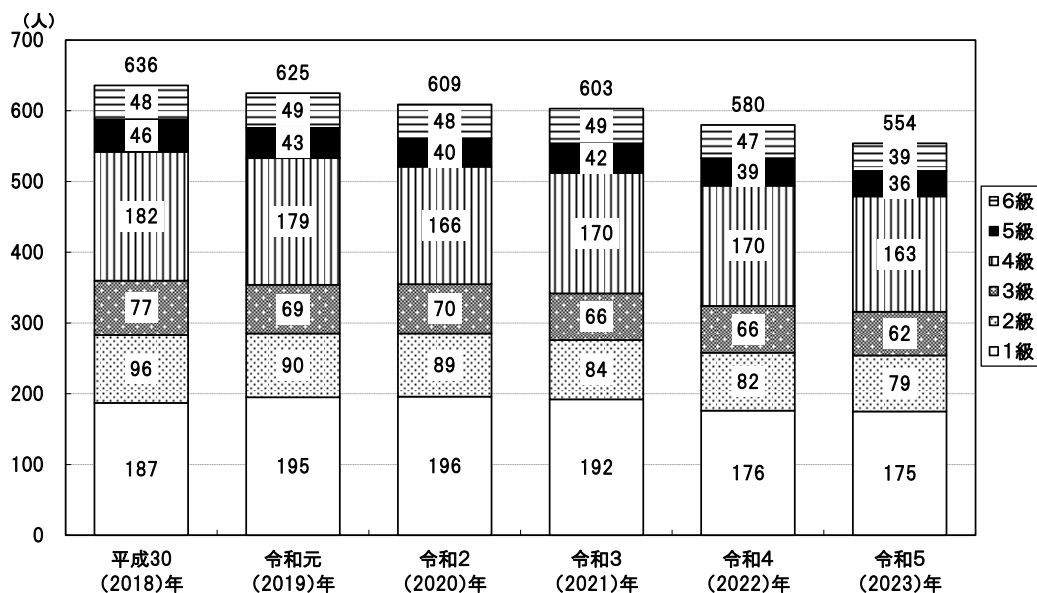


資料：福祉介護課 各年4月1日現在

## 4 障害種別の等級別構成

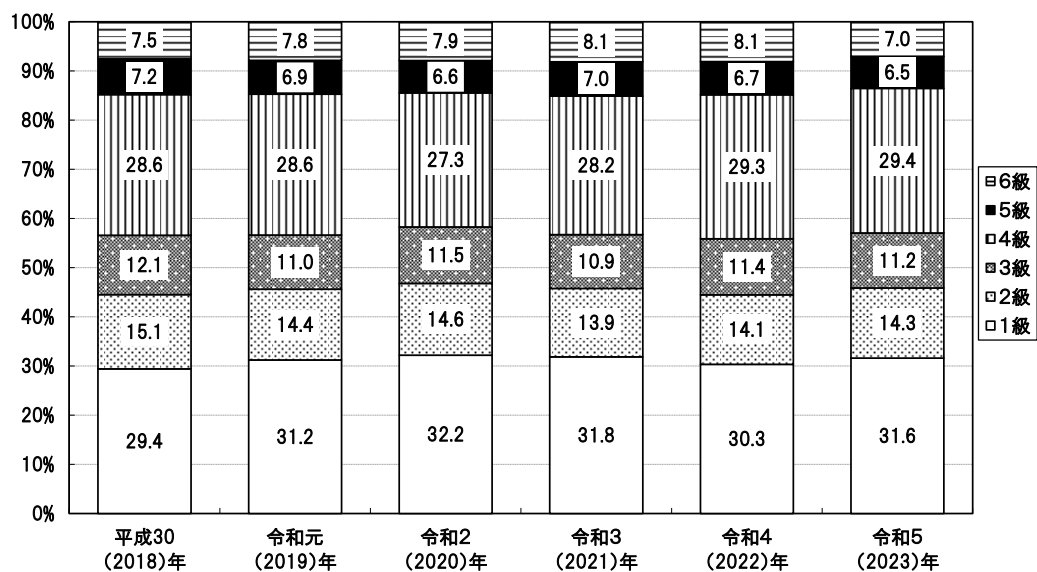
身体障害のある人の等級別構成を平成30（2018）年以降で見ると、「1級」、「2級」を合わせた重度障害者の割合は、平成30（2018）年の44.5%から令和5（2023）年には45.9%とやや増加しています。なお、人数的には「4級」が163人と「1級」の175人に次いで多くなっています。

■身体障害のある人の等級別構成■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

■身体障害のある人の等級別構成（構成比）■

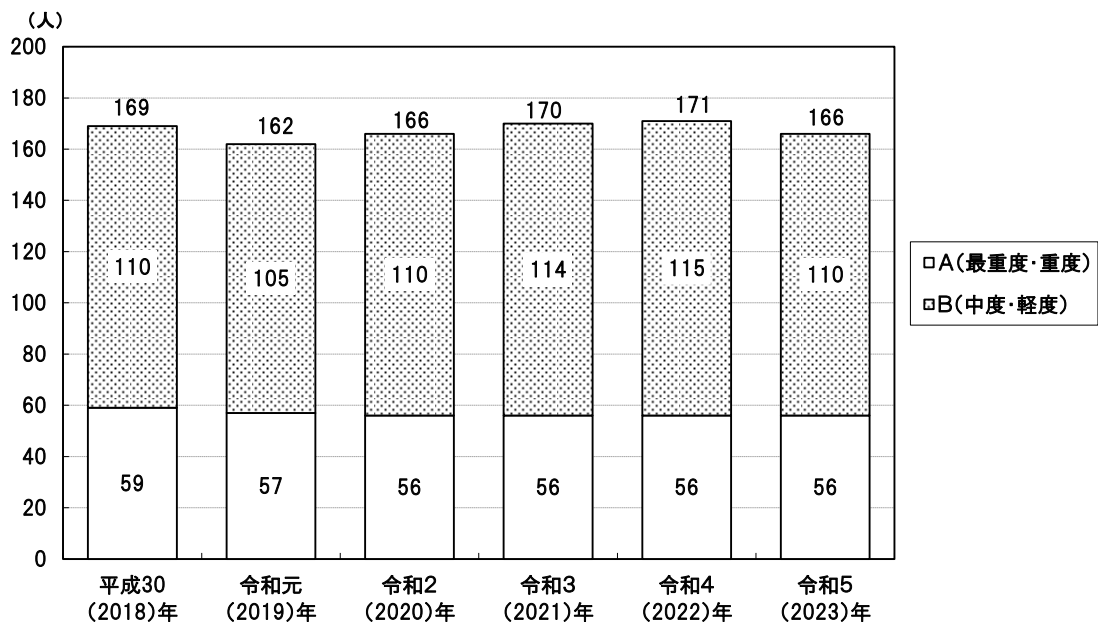


資料：福祉介護課 各年4月1日現在

知的障害のある人の場合、令和5（2023）年4月1日現在、療育手帳「A」が56人で、全体の33.7%、「B」が110人で66.3%を占めています。

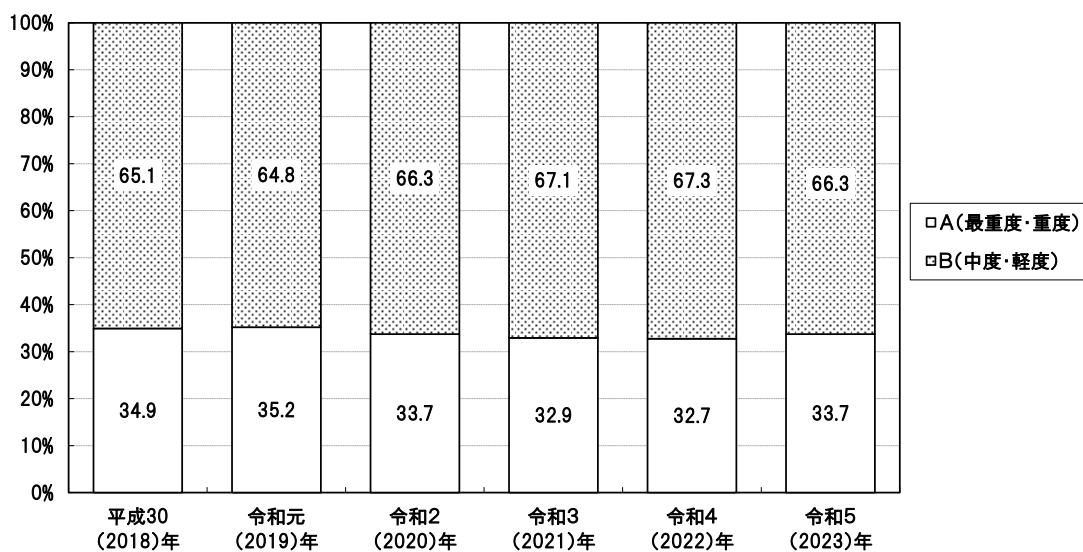
ここ6年間は、いずれの等級も人数はほぼ横ばいとなっており、構成比でも療育手帳「A」が33%~35%前後、療育手帳「B」が65%~67%前後で推移しています。

■知的障害のある人の等級別構成■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

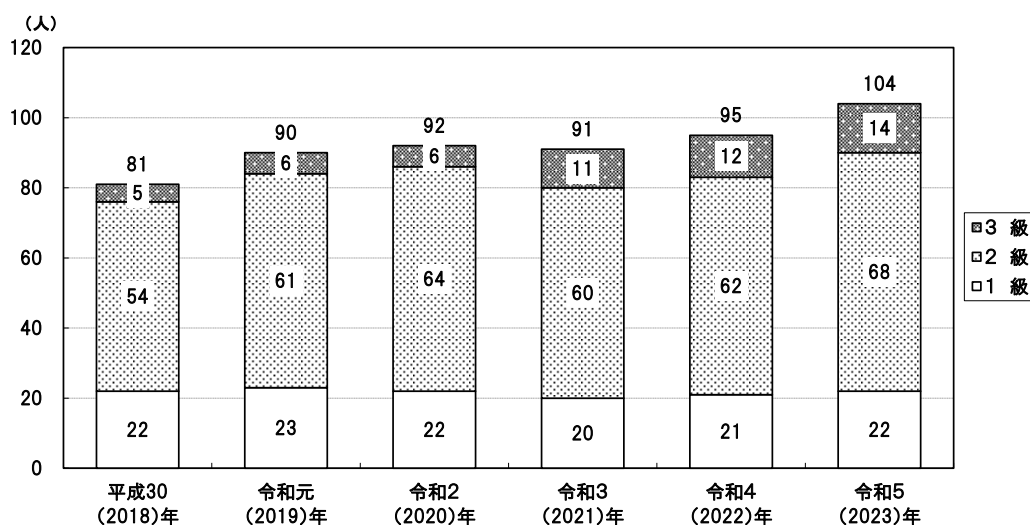
■知的障害のある人の等級別構成（構成比）■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

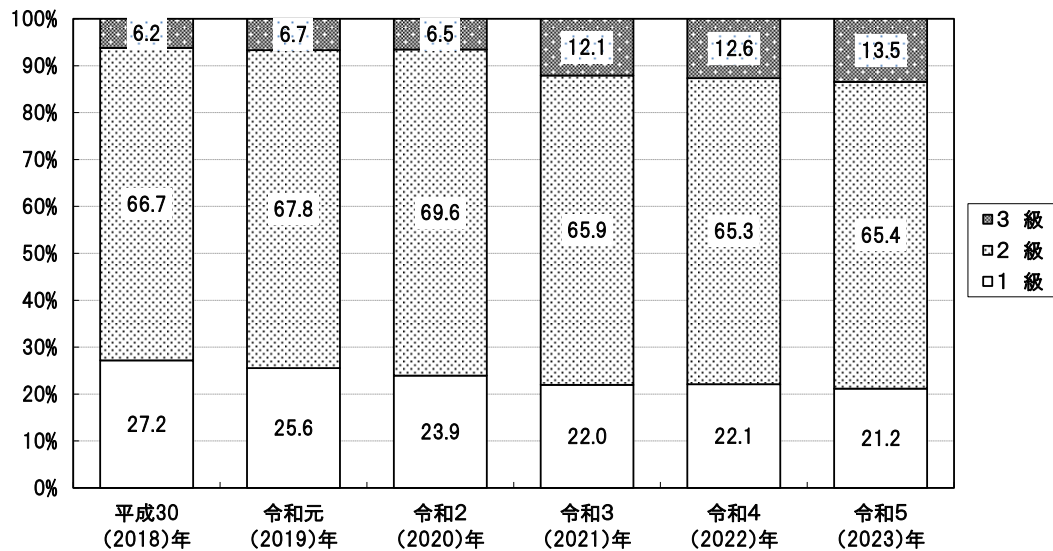
精神障害のある人の場合、令和5（2023）年4月1日現在、「2級」が68人で、全体の65.4%、「1級」が22人で21.2%、「3級」が14人で13.5%であり、ここ6年間、特に直近3年間は、人数的には「2級」「3級」が増加しています。

■精神障害のある人の等級別構成■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

■精神障害のある人の等級別構成（構成比）■

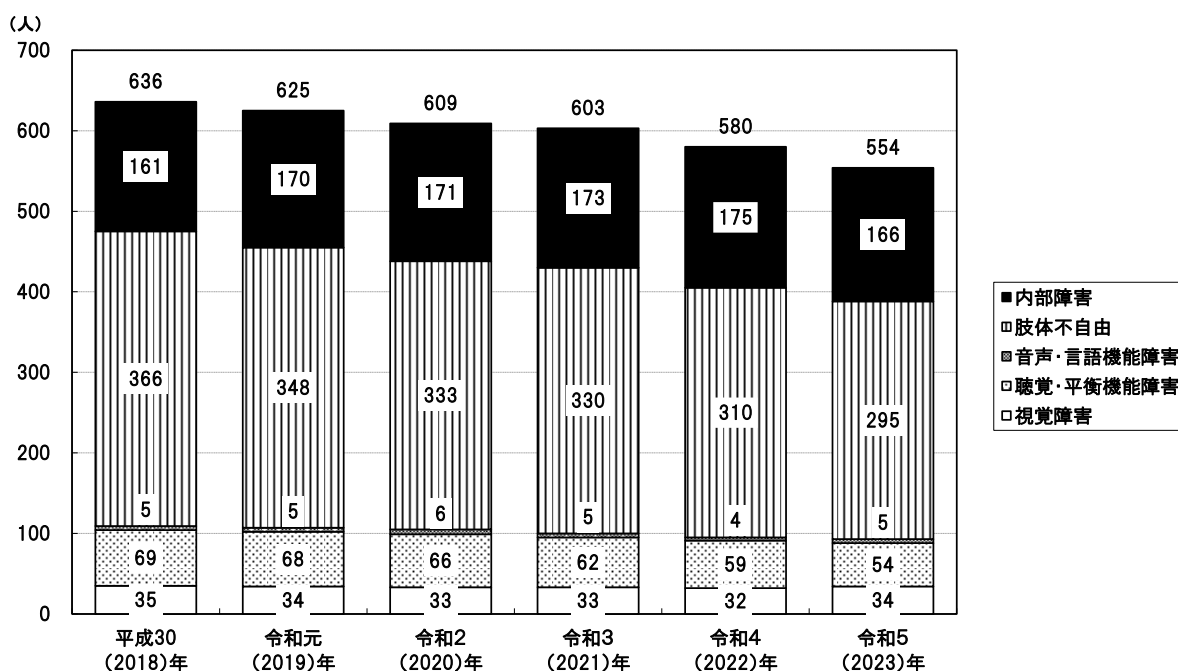


資料：福祉介護課 各年4月1日現在

## 5 身体障害のある人の部位別構成

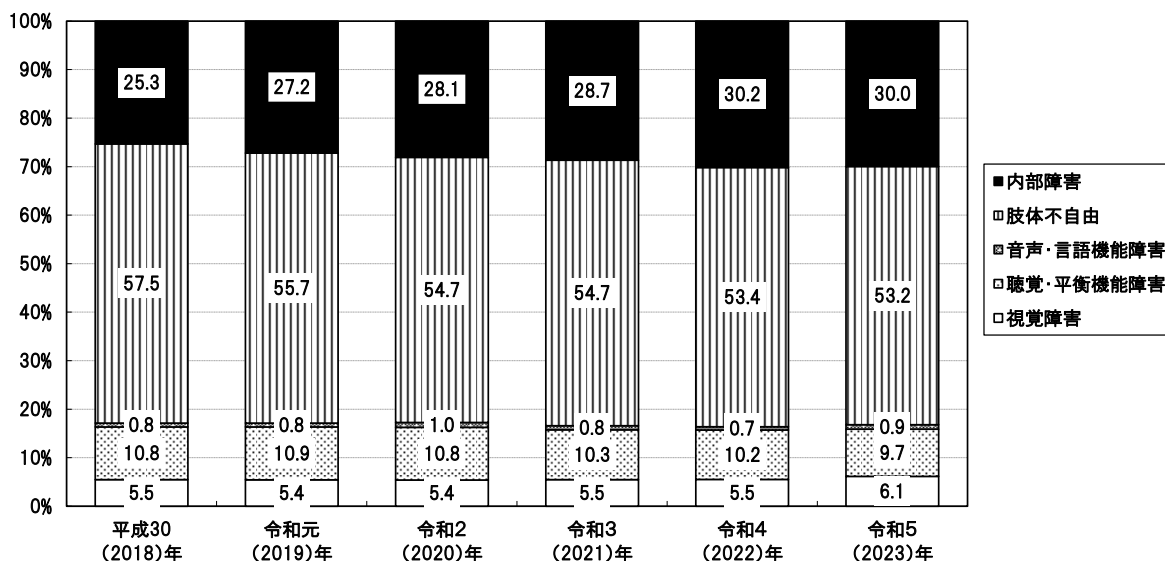
身体障害のある人の部位別構成では、令和5（2023）年4月1日現在、「肢体不自由」が295人と最も多く、次いで「内部障害」が166人で、両部位で全体の83.2%を占めています。部位別構成比は、ここ6年間で、「肢体不自由」が年々減少しているのに対し、「内部障害」は令和5（2023）年にわずかに減少したものの、それまでは増加傾向を示しています。

■身体障害のある人の部位別構成■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在

■身体障害のある人の部位別構成（構成比）■



資料：福祉介護課 各年4月1日現在



## 第1節 基本的考え方

矢掛町障害者計画の基本理念である『「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～』を踏まえつつ、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の以下の見直しの主な内容に準拠します。

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
  - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
  - ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
  - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
  - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
  - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
  - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
  - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
  - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
  - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
  - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
  - ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
  - ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
  - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
  - ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
  - ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
  - ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

**⑨ 障害福祉サービスの質の確保**

- 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

**⑩ 障害福祉人材の確保・定着**

- ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

**⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定**

- 障害福祉データベースの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

**⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進**

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

**⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備



## 第2節 成果目標と見込みの設定

本町では、施設に入所する障害者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援の充実、福祉施設から一般就労への移行等、障害児支援の提供体制の整備等、相談支援体制の充実・強化等、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を進めるため、本町の実情を勘案し、令和8（2026）年度末を目標年度とする数値目標を設定しました。

この数値目標の考え方について、国の基本指針及び令和4（2022）年度末又は令和3（2021）年度末時点の実績を踏まえ、目標値を設定します。

### 1 福祉施設入所者の地域生活への移行

#### (1) 施設入所者の地域生活

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8(2026)年度末時点で、令和4(2022)年度の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行する。

#### (2) 施設入所者の削減

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8(2026)年度末時点の施設入所者数を令和4(2022)年度末時点の施設入所者数から5.0%以上削減する。

	単位	令和4 (2022) 年度	令和8 (2026) 年度	
施設入所者数の合計	人	22	20	
施設入所者の地域移行者数	人	0	2	地域生活移行率 9%
施設入所者の減少数	人	0	2	削減率 9%

#### 【今後の取組】 第7期の記載内容に関する町の考え方

- ・ 国の基本指針に沿って目標値を設定しました。

## 2 地域生活支援の充実

### (1) 地域生活支援拠点等の状況

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8(2026)年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備する。
- コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
- 年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う。

	令和4(2022)年度	令和8(2026)年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	未設置	設置
② コーディネーターの配置人数	0人	1人
③ 運用状況の検証及び検討の実施回数	0回/年	1回/年

### (2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 強度行動障害を有する者に関し、市町村または圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。【新規】

	令和8(2026)年度
強度行動障害を有する障害者に関する ニーズの把握等による、地域の関係機関が 連携した体制の整備	ニーズ把握や体制整備を進める。

#### 【今後の取組】 第7期の記載内容に関する町の考え方

- ・(1) について、単独で設置が困難な場合は、近隣市町と共同で設置する方策を検討します。
- ・(2) について、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めます。

### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### (1) 一般就労等への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8(2026)年度中の一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。
  - ・就労移行支援事業……令和3(2021)年度実績の1.31倍以上とする。
  - ・就労継続支援A型事業……令和3(2021)年度実績の1.29倍以上とする。
  - ・就労継続支援B型事業……令和3(2021)年度実績の1.28倍以上とする。

	単位	令和3 (2021) 年度	令和8 (2026) 年度	令和3(2021)年度 からの移行割合
① 一般就労への移行	人	1	3	3倍
② 就労移行支援事業 利用者からの一般就労 移行者数	人	1	2	2倍
③ 就労継続支援A型 事業利用者からの一般 就労移行者数	人	0	1	-
④ 就労継続支援B型 事業利用者からの一般 就労移行者数	人	0	0	-

#### (2) 就労定着支援事業の利用者数

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 就労定着支援事業の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とする。

	単位	令和3 (2021) 年度	令和8 (2026) 年度	令和3(2021)年 度からの移行割合
就労定着支援事業の 利用者数	人	1	2	2倍

#### 【今後の取組】 第7期の記載内容に関する町の考え方

- ・国の基本指針に沿って目標値を設定しました。

#### 4 障害児支援の提供体制の整備等

##### [目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8(2026)年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に1か所以上設置する。
- 令和8(2026)年度末までに、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制を構築する。
- 令和8(2026)年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等を各市町村又は各圏域に1か所以上確保する。
- 令和8(2026)年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。
- 令和8(2026)年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

	令和4(2022) 年度	令和8(2026) 年度
① 児童発達支援センターの設置	未設置	設置
② 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)推進体制の構築	-	体制構築
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	0か所	1か所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス支援事業所の設置数	0か所	1か所
⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置	未設置	設置
⑥ 医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	0人	1人

##### 【今後の取組】 第3期の記載内容に関する町の考え方

- ・①③④について、単独設置を基本としつつ、単独では困難な場合、井笠地域にある施設を利用できる体制を維持します。
- ・②について、インクルージョンとは、障害者もそうでない人と平等の選択の機会をもって地域生活ができることを目指すという意味です。障害児の地域の保育園等での円滑な受入れを促すため、井笠地域内の事業所から保育所等訪問支援のサービス提供を受けることができる体制を維持します。
- ・⑥について、相談支援事業所とコーディネート業務に関する契約を締結し、配置を目指します。

## 5 相談支援体制の充実・強化等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和8(2026)年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う。【新規】

	令和4(2022) 年度	令和8(2026) 年度
① 基幹相談支援センターの設置等	未設置	設置
② 協議会における個別事例の検討	—	実施

【今後の取組】 第7期の記載内容に関する町の考え方

- ・①について、基幹相談支援センターの設置に向けて体制整備を行います。基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、相談支援体制の強化に努めます。
- ・②について、自立支援協議会での個別事例の協議の実施を検討します。



### 第3節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の実績の状況

#### 1 訪問系サービス（障害福祉サービスの実績）

「居宅介護」の利用者数、利用時間はともに、令和5（2023）年度まで実績値が見込量を下回る水準で推移しています。

なお、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等、包括支援については、見込量・実績値ともないため記載はしていません。

##### ■訪問系サービス■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
居宅介護	人/月	実績値	22	22	25	21	21	19
		見込量	26	28	29	24	25	26
	時間/月	実績値	252	260	257	243	241	184
		見込量	292	314	325	281	293	305
同行援護	人/月	実績値	0	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1	1	1	1
	時間/月	実績値	0	9	5	2	4	4
		見込量	5	5	5	5	5	5

(注)各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。

#### 2 日中活動系サービス（障害福祉サービスの実績）

「生活介護」の利用者数、利用日数はともに、令和2（2020）年度の利用者数を除き、実績値が見込量を下回る水準で推移しています。

「就労継続支援A型」の利用者数、利用日数はともに、平成30（2018）年度以降、実績値が見込量を下回る水準で推移しています。

「就労継続支援B型」の利用者数、利用日数はともに、令和2（2020）年度までは実績値が見込量を上回る水準で推移していましたが、令和3（2021）年度以降は、反対に実績値が見込量を下回る水準で推移しています。

##### ■日中活動系サービス■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
生活介護	人/月	実績値	40	41	43	42	42	41
		見込量	42	42	42	43	43	43
	日/月	実績値	706	810	744	736	744	834
		見込量	840	840	840	817	817	817

(注)各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。

サービス種類	単位	区分	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
自立訓練 (機能訓練)	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0	0	0	0
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	人/月	実績値	0	1	0	0	0	0
		見込量	1	1	1	1	1	1
	日/月	実績値	0	28	0	0	0	0
		見込量	30	30	30	30	30	30
就労移行支援	人/月	実績値	1	1	1	0	0	0
		見込量	1	1	2	1	1	1
	日/月	実績値	13	10	12	0	0	0
		見込量	21	21	42	13	13	13
就労継続支援 A型	人/月	実績値	14	14	10	10	11	13
		見込量	28	29	30	14	14	14
	日/月	実績値	231	253	191	180	198	227
		見込量	554	574	594	280	294	308
就労継続支援 B型	人/月	実績値	40	44	46	44	45	44
		見込量	33	35	37	46	48	50
	日/月	実績値	705	768	780	733	798	797
		見込量	623	661	699	824	860	895
就労定着支援	人/月	実績値	0	1	1	1	1	0
		見込量	0	1	1	1	1	3
療養介護	人/月	実績値	2	2	2	2	2	2
		見込量	3	3	3	2	2	2
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	実績値	8	6	3	3	3	7
		見込量	10	10	10	10	10	10
	日/月	実績値	52	45	20	14	23	27
		見込量	39	39	39	39	39	39

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

### 3 居住系サービス（障害福祉サービスの実績）

「共同生活援助（グループホーム）」「施設入所支援」はともに、令和3（2021）年度、同4（2022）年度は実績値が見込量どおりで推移していますが、令和5（2023）年度は「共同生活援助（グループホーム）」は実績値が見込量を下回っており、「施設入所支援」は反対に実績値が見込量を上回っています。

#### ■居住系サービス■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	実績値	10	11	10	11	11	9
		見込量	12	13	14	11	11	11
施設入所支援	人/月	実績値	21	22	23	22	22	23
		見込量	22	22	21	22	22	21

(注)各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。

### 4 相談支援（障害福祉サービスの実績）

「計画相談支援」は、令和3（2021）年度までは実績値が見込量を上回る水準で推移していますが、令和4（2022）年度以降は実績値が見込量を下回っています。

「地域移行支援」、「地域定着支援」、「自立生活援助」は令和5（2023）年度現在、実績はありません。

#### ■相談支援■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
計画相談支援	人/月	実績値	26	23	27	34	21	11
		見込量	17	18	19	24	25	26
地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	2	2	2	2	2	2
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	1	1	1	1	1

(注)各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。



## 5 相談支援事業（地域生活支援事業）

「障害者相談支援事業」は、令和元（2019）年度まで井笠圏域3市2町で相談支援事業を実施していましたが、令和2（2020）年4月1日に町単独で障害者相談支援センターを設置したことにより、令和2（2020）年度から3箇所から1箇所となっています。

その結果、令和3（2021）年度以降は、実績値は見込量どおりとなっています。同様に、他の事業も令和3（2021）年度以降は、未実施となっています。

### ■相談支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
障害者相談 支援事業	箇所数	実績値	3	3	1	1	1	1
		見込量	3	3	3	1	1	1
基幹相談 支援センター	箇所数	実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
		見込量	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
市町村相談支援 機能強化事業	箇所数	実績値	実施	実施	未実施	未実施	未実施	未実施
		見込量	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施
住宅入居等 支援事業	箇所数	実績値	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
		見込量	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施

(注)各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。

## 6 成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）

「成年後見制度利用支援事業」は、令和2（2020）年度以降、令和4（2022）年度までは、実績値が見込量を上回る水準で推移していますが、令和5（2023）年度は実績値は見込量どおりとなっています。

### ■成年後見制度利用支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
成年後見制度利 用支援事業	人/年	実績値	2	1	2	3	4	2
		見込量	1	1	1	2	2	2

(注)各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月末までの実績を記載。

## 7 意思疎通支援事業（地域生活支援事業）

「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」は、令和2（2020）年度以降は、実績値が見込量を大きく下回る水準で推移しています。

### ■意思疎通支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
手話通訳者 設置事業	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0	0	0	0
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	回/年	実績値	49	67	48	42	27	7
		見込量	60	60	60	60	60	60

(注) 各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月末までの実績を記載。

## 8 日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

「排泄管理支援用具」は、令和3（2021）年度、令和5（2023）年度を除き、実績値が見込量を上回る水準で推移しています。

### ■日常生活用具給付等事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
介護・訓練支 援用具	給付件 数/年	実績値	0	0	2	0	2	0
		見込量	1	1	1	1	1	1
自立生活支援 用具	給付件 数/年	実績値	0	2	0	3	0	0
		見込量	2	2	2	2	2	2
在宅療養等支 援用具	給付件 数/年	実績値	1	1	2	3	3	1
		見込量	2	2	2	2	2	2
情報・意思疎通 支援用具	給付件 数/年	実績値	3	2	4	4	2	0
		見込量	2	2	2	3	3	3
排泄管理支援 用具	給付件 数/年	実績値	375	339	396	366	420	151
		見込量	270	270	270	380	380	380
居宅生活動作補 助用具 (住宅改修費)	給付件 数/年	実績値	2	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1	2	2	2

(注) 各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月末までの実績を記載。

## 9 移動支援事業（地域生活支援事業）

「移動支援事業」は、利用者は、令和元（2019）年度以降、実績値は見込量を下回っており、延利用時間は、令和2（2020）年度以降、実績値は見込量を大きく下回っています。

### ■移動支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
移動支援事業	利用者数 /年	実績値	8	7	4	3	2	1
		見込量	7	8	9	7	7	7
	延利用時 間/年	実績値	349	323	202	54	20	13
		見込量	245	280	315	290	290	290

(注) 各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月末までの実績を記載。

## 10 地域活動支援センター事業（地域生活支援事業）

「地域活動支援センターⅢ型」の利用者数は、令和3（2021）年度以降、実績値は見込量を若干上回る水準で推移しています。

### ■地域活動支援センター事業■

サービス種類	単位	区分	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5
			(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)
			年度	年度	年度	年度	年度	年度
地域活動支援 センターⅡ型	箇所数	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1	1	1	1
	利用者数 /月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	2	2	2	2	2	2
地域活動支援 センターⅢ型	箇所数	実績値	1	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1	1	1	1
	利用者数 /月	実績値	11	11	12	13	14	13
		見込量	25	25	25	12	12	12

(注) 各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月実績を記載。

## 11 日中一時支援事業（地域生活支援事業）

「日中一時支援事業」の利用者数は、令和3（2021）年度、令和4（2022）年度は、実績値は見込量と同水準か、若干上回る水準で推移していますが、令和5（2023）年度は、実績値は見込量を大きく下回っています。

### ■日中一時支援事業■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
日中一時支援 事業	箇所数	実績値	7	5	5	7	8	6
		見込量	15	15	15	5	5	5
	人/年	実績値	17	14	13	14	15	8
		見込量	16	16	16	14	14	14

(注) 各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月末までの実績を記載。

## 12 障害児通所支援（障害児通所支援事業等）

「児童発達支援」の利用者数については、令和4（2022）年度以降、実績値は見込量を下回っています。利用日数は、平成30（2018）年度以降、実績値が見込量を下回る水準で推移しています。

「放課後等デイサービス」は、令和元（2019）年度及び令和2（2020）年度に新たに事業所が立ち上がり、町内の事業所が増えたこと、また近隣市町に事業所が増えてきていることから、利用者数は、おおむね実績値が見込量を上回る水準で推移しています。

### ■障害児通所支援■

サービス種類	単位	区分	平成30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度
児童発達支援	人/月	実績値	39	40	43	44	41	34
		見込量	28	30	32	40	42	44
	日/月	実績値	245	226	251	227	223	187
		見込量	294	315	336	244	257	269
医療型 児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1	1	1	1
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	5	5	5	5	5	5
放課後等 デイサービス	人/月	実績値	37	47	55	62	75	88
		見込量	20	23	26	62	70	78
	日/月	実績値	336	409	651	593	681	759
		見込量	183	209	236	608	686	765

(注) 各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。

サービス種類	単位	区分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
			(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度
保育所等 訪問支援	人/月	実績値	1	1	0	1	1	1
		見込量	1	1	1	1	1	1
	日/月	実績値	2	2	0	1	1	1
		見込量	2	2	2	2	2	2
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1	1	1	1
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	5	5	5	5	5	5

(注)各年度 3 月実績。また、令和 5 年（2023）年度については、10 月実績（9 月サービス提供分）を掲載。

### 13 障害児相談支援（障害児通所支援事業等）

「障害児相談支援」は、令和 2（2020）年度、令和 3（2021）年度、令和 5（2023）年度を除き、実績値が見込量を上回っており、今後も障害児通所支援の利用ニーズの高まりとともに、利用が伸びることが予想されます。

#### ■障害児相談支援■

サービス種類	単位	区分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
			(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度
障害児相談 支援	人/月	実績値	12	13	2	13	21	14
		見込量	6	7	8	15	17	19

(注)各年度 3 月実績。また、令和 5 年（2023）年度については、10 月実績（9 月サービス提供分）を掲載。

### 14 医療的ケア児支援調整コーディネーター（障害児通所支援事業等）

「医療的ケア児支援調整コーディネーター」は、令和 5（2023）年度現在、実績はありません。

#### ■医療的ケア児支援調整コーディネーター■

サービス種類	単位	区分	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
			(2018) 年度	(2019) 年度	(2020) 年度	(2021) 年度	(2022) 年度	(2023) 年度
医療的ケア児に 対する関連分野 の支援を調整す るコーディネー ター配置数	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	1	1	1	1

(注)各年度 3 月実績。また、令和 5 年（2023）年度については、10 月実績（9 月サービス提供分）を掲載。

## 第4節 障害福祉サービス見込み量

### 1 訪問系サービス

#### 【推計の考え方】

(居宅介護)

○第6期の推移を踏まえ、第7期はそれまでの21人から1人増えると想定。また時間は、令和3(2021)年度、4(2022)年度2年間の一人当たり利用時間の平均11.5時間を採用。

(同行援護)

○第6期の推移を踏まえ、前期見込みに準拠。

#### 【アンケート調査結果】

○居宅介護(ホームヘルプ)の利用意向率は23.6%と訪問系サービスの中では最も高く、今後も一定の需要量が見込まれます。

○同行援護は意向率11.2%と訪問系サービスの中では最も低いものの、継続した対応が求められます。

#### ■訪問系サービス■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込み		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
居宅介護	人/月	実績値	21	21	19	22	22	22
		見込量	24	25	26			
	時間/月	実績値	243	241	184	250	250	250
		見込量	281	293	305			
同行援護	人/月	実績値	1	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			
	時間/月	実績値	2	4	4	5	5	5
		見込量	5	5	5			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 2 日中活動系サービス

### 【推計の考え方】

（生活介護）

○第6期の実績値が見込量とほぼ同じであったため、前期見込量に準拠。また、日数は第6期において増加傾向にあったため、令和5（2023）年度の一人当たり利用日数の平均 20.3 日を採用。

（自立訓練（機能訓練））

○第6期の実績がないため、前期実績値に準拠。

（自立訓練（生活訓練））

○第6期の実績がないため、前期実績値に準拠。

（就労選択支援）

○新規事業のため、第7期中は月 1 人で 5 日を想定。

（就労移行支援）

○第6期の実績がないため、人数、日数は前期見込量に準拠。

（就労継続支援A型）

○第6期の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。また、日数は第6期の一人当たり利用日数が 17.7 日となっているため、これに準拠。

（就労継続支援B型）

○第6期の推移を踏まえ、見込量を推計。また、日数は令和5（2023）年度の一人当たり利用日数が 18.1 日となっているため、これに準拠。

（就労定着支援）

○令和3（2021）年度、4（2022）年度に準拠。

（療養介護）

○第6期の実績値に準拠。

（短期入所（福祉型・医療型））

○令和5（2023）年度の実績値に準拠。

### 【アンケート調査結果】

○生活介護、短期入所はいずれも 22%から 25%と日中活動系サービスの中では高い利用意向率となっており、今後も一定の需要量が見込まれます。

○就労移行支援 7.8%、就労継続支援（A型・B型）12.0%、就労定着支援 10.2%の意向率であり、現在の利用状況が最高でも就労継続支援（A型・B型）6.0%を考えると、移行率の伸びが大きく、また就労意向も3人に1人となっており、少なくとも現状維持を図る必要があります。

○療養介護は 15.4%の意向率であり、今後も一定の需要量が見込まれます。

■日中活動系サービス■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
生活介護	人/月	実績値	42	42	41	43	43	43
		見込量	43	43	43			
	日/月	実績値	736	744	834	880	880	880
		見込量	817	817	817			
自立訓練 (機能訓練)	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
自立訓練 (生活訓練)	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1			
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	30	30	30			
就労選択 支援	人/月	見込量				1	1	1
	日/月	見込量				5	5	5
就労移行 支援	人/月	実績値	0	0	0	1	1	1
		見込量	1	1	1			
	日/月	実績値	0	0	0	13	13	13
		見込量	13	13	13			
就労継続支援A型	人/月	実績値	10	11	13	14	14	14
		見込量	14	14	14			
	日/月	実績値	180	198	227	250	250	250
		見込量	280	294	308			
就労継続支援B型	人/月	実績値	44	45	44	47	48	49
		見込量	46	48	50			
	日/月	実績値	733	798	797	850	870	890
		見込量	824	860	895			
就労定着 支援	人/月	実績値	1	1	0	1	1	1
		見込量	1	1	3			
療養介護	人/月	実績値	2	2	2	2	2	2
		見込量	2	2	2			
短期入所 (福祉型・医療型)	人/月	実績値	3	3	7	7	7	7
		見込量	10	10	10			
	日/月	実績値	14	23	27	30	30	30
		見込量	39	39	39			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。



### 3 居住系サービス

#### 【推計の考え方】

(共同生活援助(グループホーム))

○第6期の実績値が見込量とほぼ同じであったため、前期見込量に準拠。

(施設入所支援)

○第6期の推移及び国の基本指針を踏まえて設定。

#### 【アンケート調査結果】

○共同生活援助、施設入所支援の利用意向率はそれぞれ 22.2%、16.2%であり、今後も一定の需要量が見込まれます。

#### ■居住系サービス■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	実績値	11	11	9	11	11	11
		見込量	11	11	11			
施設入所支援	人/月	実績値	22	22	23	23	22	21
		見込量	22	22	21			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 4 相談支援

### 【推計の考え方】

（計画相談支援）

○第6期の推移を踏まえ、令和4（2022）年度に2人増を想定した。

（地域移行支援）

○第6期の実績がないため、前期見込量に準拠。

（地域定着支援）

○第6期の実績がないため、第7期は1人を想定。

（自立生活援助）

○第6期の実績がないため、前期見込量に準拠。

### 【アンケート調査結果】

○相談支援は 31.3%と障害福祉サービスの対象事業の中では最も利用意向率が高く、今後も安定した需要量が見込まれます。

○自立生活援助は 11.2%と、少なくとも現状維持を図る必要があります。

### ■相談支援■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画相談支援	人/月	実績値	34	21	11	23	23	23
		見込量	24	25	26			
地域移行支援	人/月	実績値	0	0	0	1	1	1
		見込量	1	1	1			
地域定着支援	人/月	実績値	0	0	0	1	1	1
		見込量	2	2	2			
自立生活援助	人/月	実績値	0	0	0	1	1	1
		見込量	1	1	1			

(注) 各年度3月実績。また、令和5年（2023）年度については、10月実績（9月サービス提供分）を掲載。

## 5 障害福祉サービスの円滑な実施に向けた方策

### 【訪問系サービス】

- 障害のため日常生活を営むのに支障がある障害者（児）への訪問系サービスの充実を図るため、障害の特性や町内での地域間格差等に留意しつつ、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- 人材、サービス量を確保するため、事業者等に障害福祉サービスと介護保険サービス両方のサービスが提供できる「共生型サービス」の実施を働きかけます。

### 【日中活動系サービス】

- 在宅の障害のある人の自立促進と生活の改善、身体機能の維持・向上等を図るため、通所による創作的活動、機能訓練等の機会を提供できるよう、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保に努めます。
- 相談支援事業所等と連携を強化し、就労を希望する障害のある人の支援に努めます。
- 障害のある人が安心して就労ができるよう、国の指針等に基づき、就労定着支援事業の利用促進に努めます。
- 障害のある人及び介護者の高齢化により、日中活動の場として生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用ニーズは高いことから、必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等への働きかけを強化します。
- 短期入所は、介護者の疾病、高齢化等により、障害のある人の生活の場の確保と介護者のレスパイトの必要性から利用ニーズが高いため、必要とされるサービス量の確保に向け、事業者等へ働きかけます。
- 人材、サービス量の確保のため、事業者等に障害福祉サービスと介護保険サービス両方のサービスが提供できる「共生型サービス」の実施を働きかけます。

### 【居住系サービス】

- 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から、一人暮らしに移行した障害のある人に、自立生活援助による支援を強化します。

### 【相談支援】

- 相談支援事業所との連携を強化し、課題の共有等を図り、障害者自立支援協議会で課題解決に向け、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。
- 障害児支援の障害児相談支援と地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せて、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

## 第5節 地域生活支援事業見込み量

### 1 相談支援事業

#### 【推計の考え方】

（障害者相談支援事業）

○前期見込量に準拠。

（基幹相談支援センター）

○令和3（2021）年度、4（2022）年度未実施のため、前期見込量に準拠。

（市町村相談支援機能強化事業）

○令和3（2021）年度、4（2022）年度未実施のため、前期見込量に準拠。

（住宅入居等支援事業）

○令和3（2021）年度、4（2022）年度未実施のため、前期見込量に準拠。

#### 【アンケート調査結果】

○地域で生活するために必要なものの中では、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」41.0%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」37.7%、と4割前後挙げられています。これらのニーズを把握して、サービスの利用に結びつける相談支援関連事業は今後とも重要です。

#### ■相談支援事業■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害者相談 支援事業	箇所数	実績値	1	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			
基幹相談 支援センター	箇所数	実績値	0	0	0	0	0	1
		見込量	0	0	0			
市町村相談支援 機能強化事業	取組	実績	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	実施
	状況	見込	未実施	未実施	実施			
住宅入居等 支援事業	取組	実績	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施
	状況	見込	未実施	未実施	未実施			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 2 成年後見制度利用支援事業

### 【推計の考え方】

(成年後見制度利用支援事業)

○第6期の推移を踏まえ、見込量を推計。

### 【アンケート調査結果】

○成年後見制度については、「制度の名前と内容どちらも知っている」が23.0%と4人に1人であり、より制度の周知や広報が求められます。

### ■成年後見制度利用支援事業■

サービス 種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	実績値	3	4	2	4	4	4
		見込量	2	2	2			

(注)各年度3月実績。また、(2023)年度については、9月末までの実績を記載。

### 3 意思疎通支援事業

#### 【推計の考え方】

(手話通訳者設置事業)

○第6期の実績はないため、前期見込量に準拠。

(手話通訳者・要約筆記者派遣事業)

○第6期の実績値を踏まえ、第7期は30回を想定。

#### 【アンケート調査結果】

○障害があることで差別や嫌な思いをする(したことがある)対象者は「ある」「少しある」を合わせ31.4%と3人に1人に上っています。また、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先は、「家族や親せき、友人・知人」が36.5%、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.7%、「かかりつけの医師や看護師」27.5%、「行政機関の広報誌」25.0%と多く、今後も手話や要約筆記等の意思疎通支援(コミュニケーション)関連事業は重要になることが予想されます。

#### ■意思疎通支援事業■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
手話通訳者 設置事業	人	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	0	0	0			
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	回/年	実績値	42	27	7	30	30	30
		見込量	60	60	60			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 4 日常生活用具給付等事業

### 【推計の考え方】

- (介護・訓練支援用具)  
○第6期の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。
- (自立生活支援用具)  
○第6期の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。
- (在宅療養等支援用具)  
○令和3(2021)年度、4(2022)年度の実績値に準拠。
- (情報・意思疎通支援用具)  
○第6期の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。
- (排泄管理支援用具)  
○第6期の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。
- (居宅生活動作補助用具(住宅改修費))  
○第6期の推移を踏まえ、前期見込量に準拠。

### ■日常生活用具給付等事業■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護・訓練支援用具	給付件 数/年	実績値	0	2	0	1	1	1
		見込量	1	1	1			
自立生活支援用具	給付件 数/年	実績値	3	0	0	2	2	2
		見込量	2	2	2			
在宅療養等支援用具	給付件 数/年	実績値	3	3	1	3	3	3
		見込量	2	2	2			
情報・意思疎通支援用具	給付件 数/年	実績値	4	2	0	3	3	3
		見込量	3	3	3			
排泄管理支援用具	給付件 数/年	実績値	366	420	151	380	380	380
		見込量	380	380	380			
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件 数/年	実績値	1	1	1	2	2	2
		見込量	2	2	2			

(注)各年度3月実績。また、令和5(2023)年度については、9月末までの実績を記載。

## 5 移動支援事業

### 【推計の考え方】

(移動支援事業)

○第6期の推移を踏まえ、利用者数は3人とし、令和3(2021)年度、4(2022)年度の一人当たり利用時間の平均 14.8 時間を採用。

### 【アンケート調査結果】

○外出頻度として、「毎日外出」が 30.5%、「1週間に数回外出」が 38.1%となっており、外出目的は、「買い物」が63.5%、「医療機関への受診」が 61.8%、と多くなっています。

○外出時に困ることとして、「公共交通機関が少ない(ない)」、「道路や駅に階段や段差が多い」、「困った時にどうすればいいのか心配」、「列車やバスの乗り降りが困難」等が上位に挙げられており、外出時での支援が重要になっています。

### ■移動支援事業■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
移動支援事業	利用者数 /年	実績値	3	2	1	3	3	3
		見込量	7	7	7			
	延利用時 間/年	実績値	54	20	13	50	50	50
		見込量	290	290	290			

(注)各年度3月実績。また、令和5(2023)年度については、9月末までの実績を記載。



## 6 地域活動支援センター事業

### 【推計の考え方】

（地域活動支援センターⅡ型）

○過去3年間の実績がないため、実績値に準拠。

（地域活動支援センターⅢ型）

○第6期の実績値の推移を踏まえ、見込量を想定。

### ■地域活動支援センター事業■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
地域活動支援 センターⅡ型	箇所数	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1			
	利用者数 /月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	2	2	2			
地域活動支援 センターⅢ型	箇所数	実績値	1	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			
	利用者数 /月	実績値	13	14	13	14	14	14
		見込量	12	12	12			

(注)各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月実績を記載。

## 7 日中一時支援事業

### 【推計の考え方】

（日中一時支援事業）

○第6期の実績値の推移を踏まえ、見込量を想定。

### ■日中一時支援事業■

サービス種類	単位	区分	第6期			第7期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
日中一時支援 事業	箇所数	実績値	7	8	6	8	8	8
		見込量	5	5	5			
	人/年	実績値	14	15	8	15	15	15
		見込量	14	14	14			

(注)各年度3月実績。また、令和5（2023）年度については、9月末までの実績を記載。

## 8 地域生活支援事業サービスの円滑な実施に向けた方策

### 【相談支援事業】

- 今後も関係機関と連携を図り、福祉サービス利用援助等の支援、関係機関との連絡調整、権利擁護事業の利用調整等、相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 相談の増加及び総合的・専門的な相談支援に対応するため、必要な能力を有する専門的職員の配置や事業所及び相談員の拡充等の機能強化を推進します。また、必要に応じてペアレントメンターを活用し、保護者の相談支援に努めます。
- 障害福祉サービスの計画相談支援と障害児支援の障害児相談支援、医療的ケアの専門性を有した機関との連携等、包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

### 【成年後見制度利用支援事業】

- 成年後見制度利用促進基本計画に沿って、権利擁護センターと連携し、成年後見制度の利用の促進に関する取組を推進します。

### 【意思疎通支援事業】

- コミュニケーションの円滑化を推進し、日常生活の利便性を向上させることで障害のある人の外出支援や社会参加の促進を図るため、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対する支援として、手話通訳者の設置の検討及び手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実に努めます。
- 手話や要約筆記等のボランティア団体と連携し、町民に対する手話講座等を実施し、手話等への理解や情報を得ることが困難な人でも必要な情報が入手できる体制づくりに努めます。
- 災害時等にも対応できる支援体制や入院時等、様々な状況でコミュニケーションが難しい方の支援体制の充実に努めます。
- 人材の育成、確保し、必要とされるサービス量とその質の確保に努めます。

### 【日常生活用具給付等事業】

- 日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害のある人に日常生活用具の適切な給付を行います。
- 障害の種類や程度等、それぞれの特性に応じて必要となる日常生活用具の種類や量について、障害のある人のニーズや利用しやすい内容へ随時見直しを行います。

### 【移動支援事業】

- 障害の特性やライフステージに応じた利用ニーズを把握し、利用の促進が図られるよう、必要とされるサービス量の確保と充実に努めます。

### 【地域活動支援センター事業】

- 地域とのつながりを保ちながら活発に活動できるよう、障害の特性やライフステージに応じた適切な日中活動の場の確保のため、機能の充実に努めます。
- 障害の特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実に努めるとともに、専門的な相談が行えるよう相談支援体制の確保に努めます。

### 【日中一時支援事業】

- 障害のある人の日中における活動の場の確保に努め、障害のある人の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図ります。

## 第6節 障害児通所支援等見込み量

### 1 障害児通所支援

#### 【推計の考え方】

(児童発達支援)

○令和4(2022)年度の利用者の実績値を基準に、1人増加で推計し、利用時間は令和3(2021)年度、4(2022)年度の一人当たり利用時間の平均5.3時間を採用。

(医療型児童発達支援)

○第6期の実績がないため、前期実績値に準拠。

(放課後等デイサービス)

○第6期の推移を踏まえ、第3期は毎年5%の増加と想定。また過去3年間の一人当たり利用日数の平均9.0日を採用。

(保育所等訪問支援)

○第6期の実績と見込み量がほぼ一致するため、前期見込みに準拠。

(居宅訪問型児童発達支援)

○第6期の実績がないため、前期実績値に準拠。

#### 【アンケート調査結果】

○障害児通所支援の中では、放課後等デイサービスの利用意向率は9.8%と最も高く、今後も一定以上の需要量が見込まれます。また、児童発達支援も8.4%と障害児通所支援の中では次に高く、同様に一定の需要量が見込まれます。

○医療型児童発達支援は2.6%、保育所等訪問支援は5.4%の意向率であり、少なくとも現状維持を図る必要があります。

○居宅訪問型児童発達支援は3.2%と低いものの、少なくとも現状維持を図る必要があります。

■障害児通所支援■

サービス種類	単位	区分	第2期			第3期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
児童発達支援	人/月	実績値	44	41	34	42	42	42
		見込量	40	42	44			
	日/月	実績値	227	223	187	230	230	230
		見込量	244	257	269			
医療型 児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1			
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	5	5	5			
放課後等 デイサービス	人/月	実績値	62	75	88	95	100	105
		見込量	62	70	78			
	日/月	実績値	593	681	759	855	900	945
		見込量	608	686	765			
保育所等 訪問支援	人/月	実績値	1	1	1	1	1	1
		見込量	1	1	1			
	日/月	実績値	1	1	1	2	2	2
		見込量	2	2	2			
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	1	1	1			
	日/月	実績値	0	0	0	0	0	0
		見込量	5	5	5			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 2 障害児相談支援

### 【推計の考え方】

(障害児相談支援)

○今後のサービスの需要増を想定して、第2期の推移を踏まえ、第3期は2人ずつ増加すると想定。

### 【アンケート調査結果】

○地域で生活するために必要なものの中で、「相談対応等の充実」が27.9%と全体の3割近くを占めており、このニーズを把握して、障害児相談支援サービスの充実に結びつけることが必要です。

### ■障害児相談支援■

サービス種類	単位	区分	第2期			第3期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
障害児 相談支援	人/月	実績値	13	21	14	19	21	23
		見込量	15	17	19			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 3 医療的ケア児支援調整コーディネーター

### 【推計の考え方】

(医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数)

○実績はないが、国の成果目標の一つであることから、前期見込量に準拠。

### 【アンケート調査結果】

○地域で生活するために必要なものの中で、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が37.7%と全体の4割近くを占めており、このニーズを把握して、当該コーディネーターの配置に結びつけることが必要です。

### ■医療的ケア児支援調整コーディネーター■

サービス種類	単位	区分	第2期			第3期見込量		
			令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコー ディネーター 配置数	人	実績値	0	0	0	0	0	1
		見込量	1	1	1			

(注)各年度3月実績。また、令和5年(2023)年度については、10月実績(9月サービス提供分)を掲載。

## 4 障害児通所支援等サービスの円滑な実施に向けた方策

### 【障害児通所支援】

- 早期療育を図るため、児童発達支援の拡充を図り、個々の障害の状態や発達の過程・特性に応じた発達支援に取り組みます。
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の手法を活用し、保護者が子どもに関わりやすい具体的で効果的な対応を身に付けることができるように、家族を支援します。
- 学齢期の子どもの健全な育成を図るため、放課後等デイサービスの質の向上に努め、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図ります。
- 事業所の新規開設にあたっては、今後の利用者ニーズ、町内における地域的な配置バランス等を検証しながら、適正な事業所数の確保に努めます。
- 幼稚園、保育園、こども園等における障害児の受入れを支援し、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。

### 【障害児相談支援】

- 障害福祉サービスの計画相談支援及び地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せて、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

### 【医療的ケア児支援調整コーディネーター】

- 重症心身障害児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、県が実施する養成研修への受講を促進します。
- 相談支援事業所とコーディネート業務に関する契約を締結し、保健、医療、福祉等の関係機関の連携及びコーディネーターの配置に努めます。

### 第1節 計画の推進体制

計画推進にあたっては、国・県等と情報提供や人材育成等の連携を強めることにより、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の持続的なサービス提供体制の充実を進めていきます。

また、福祉に係る関連部局をはじめ、社会福祉協議会、福祉施設、学校、民間企業、地域等との連携を深め、総合的・横断的に施策を展開していきます。

行政内においても、福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等、多くの分野にまたがる関係部課が互いに連携し合って計画を推進していきます。

### 第2節 自立支援協議会のネットワーク強化

令和2（2020）年4月より、町で設置している障害者自立支援協議会は、障害のある人が地域で生活していくため、関係する様々な関係機関・団体に構成されており、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害者のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っています。

またこれまで、井笠圏域で設置していた協議会等、横のつながりを維持し、町だけでは解決困難な課題については、解決に向け町外の関係機関とも連携します。

今後も障害のある人や家族、事業者等、住民参画を主体とした協議会の運営を推進します。

### 第3節 計画の見直し

本計画に掲げる施策及び事業を着実に推進し、障害者福祉の向上を図るため、PDCAサイクルに基づき、計画の進行管理を行い、自立支援協議会等において、各年度におけるサービスの見込み量のほか、地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等の達成状況を点検、評価、見直しをします。





## 1 矢掛町福祉に関するアンケート調査結果の概要

## 【1】調査の概要

本調査は、令和6（2024）年度を初年度とする『第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』の策定に向けて、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向等を把握し、計画策定や施策推進に役立てるために実施しました。

調査種類	福祉に関するアンケート調査の概要
対象者	矢掛町内にお住まいの、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、障害福祉サービス利用者、障害児通所サービス利用者
実施期間	令和5（2023）年1月13日（金）～27日（金）
実施方法	郵送配布、郵送回収

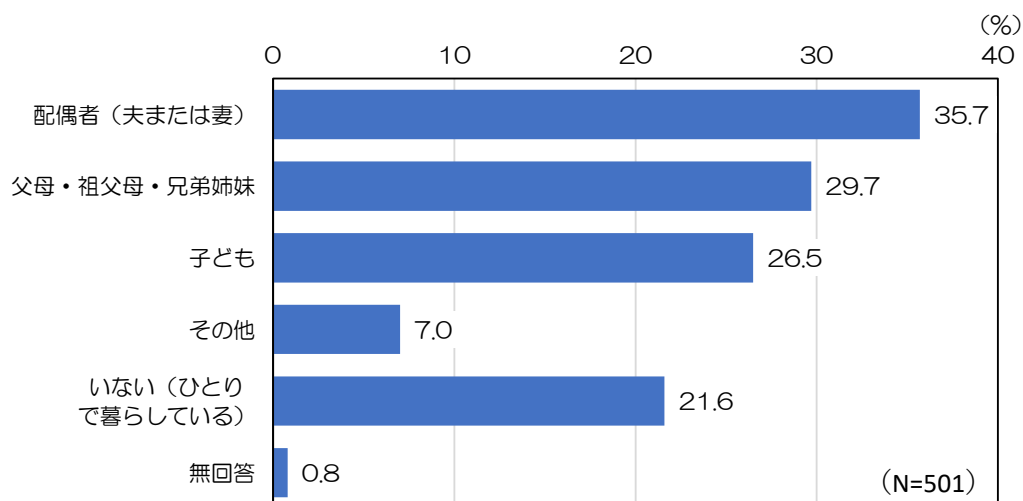
配布数	回収数	回収率
880件	501件	56.9%

## 【2】主要調査結果

※ 単数回答の場合、本文及び図表の数字に関しては、全て小数点第2位以下を四捨五入し小数点第1位までを表記。このため、百分率の合計が100.0%とならない場合があります。

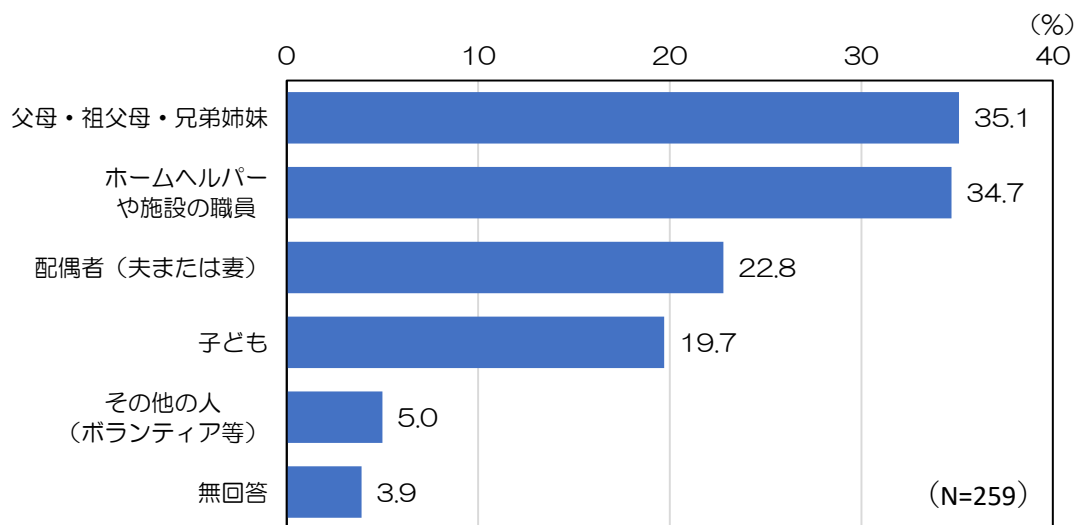
## 1 同居者について

「配偶者（夫または妻）」が35.7%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が29.7%、「子ども」が26.5%となっています。



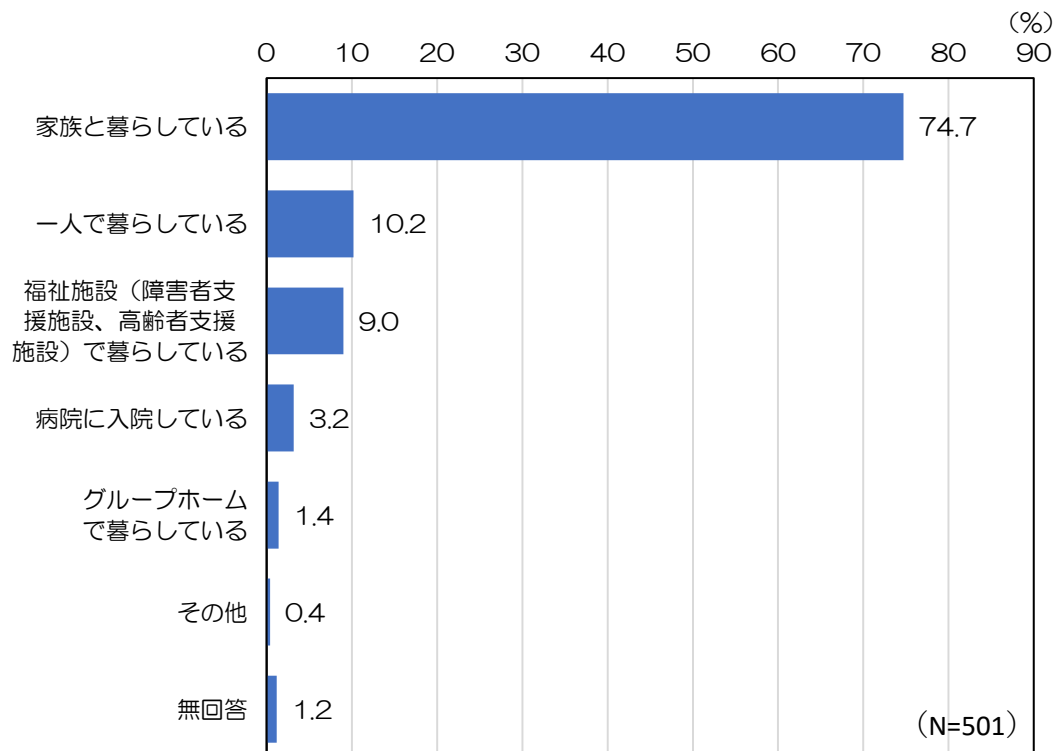
## 2 介助してくれる方について

「父母・祖父母・兄弟姉妹」が35.1%で最も多く、次いで「ホームヘルパーや施設の職員」が34.7%、「配偶者（夫または妻）」が22.8%となっています。



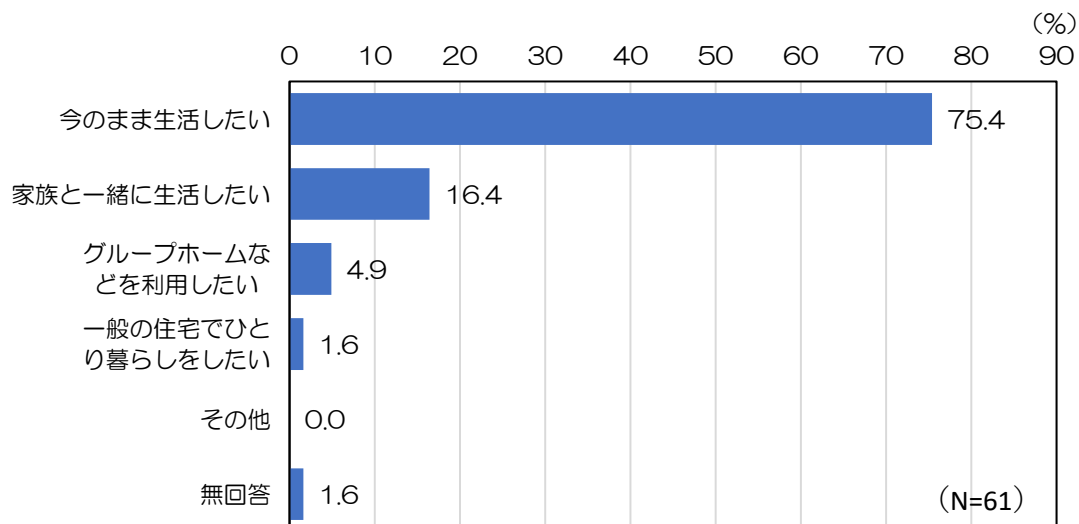
## 3 現在の暮らしについて

「家族と暮らしている」が74.7%で最も多く、次いで「一人で暮らしている」が10.2%、「福祉施設（障害者支援施設、高齢者支援施設）で暮らしている」が9.0%となっています。



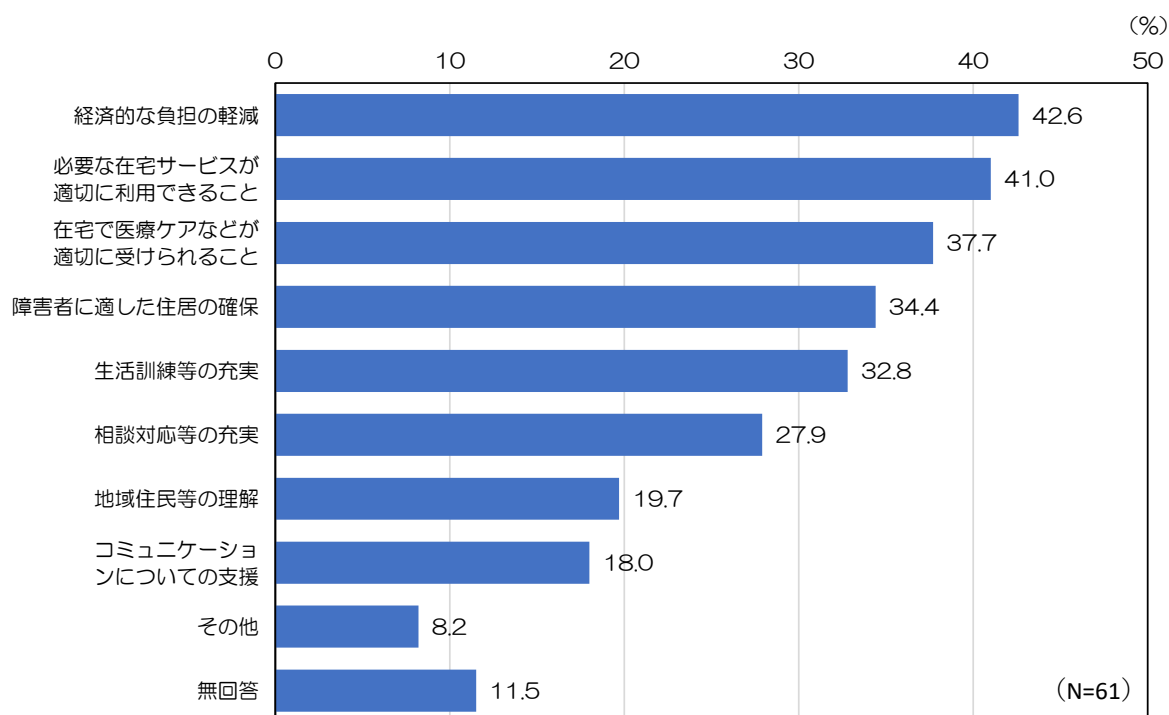
#### 4 地域での生活意向について

「今のまま生活したい」が75.4%で最も多く、次いで「家族と一緒に生活したい」が16.4%、「グループホームなどを利用したい」が4.9%となっています。



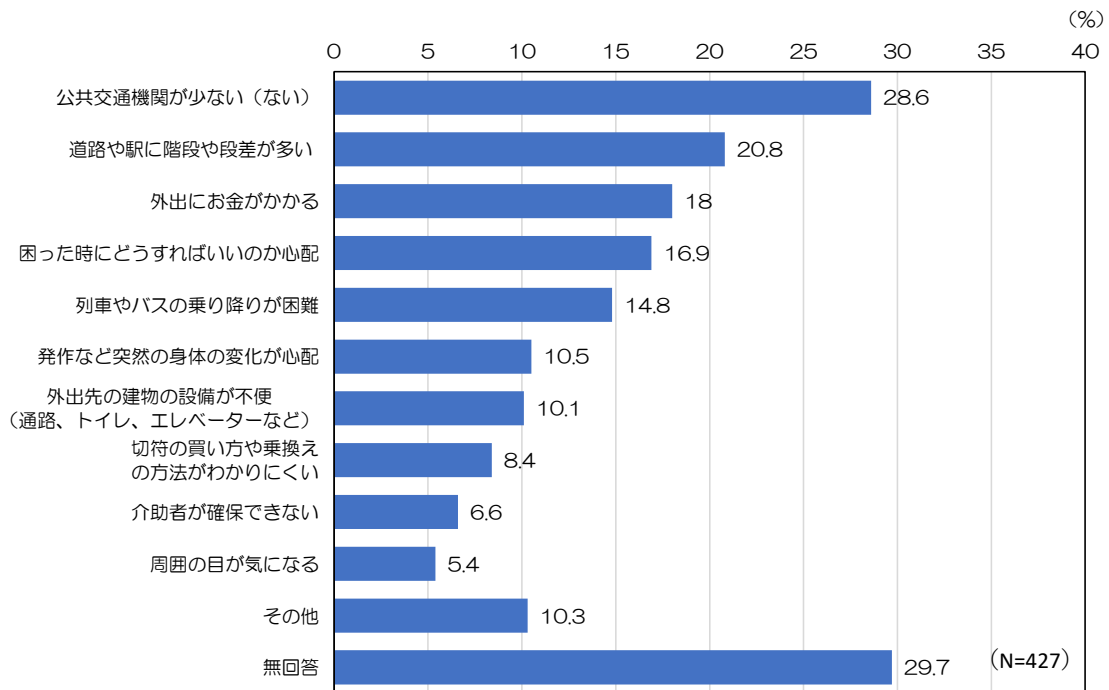
#### 5 地域で生活するために必要な支援について

「経済的な負担の軽減」が42.6%で最も多く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が41.0%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が37.7%となっています。



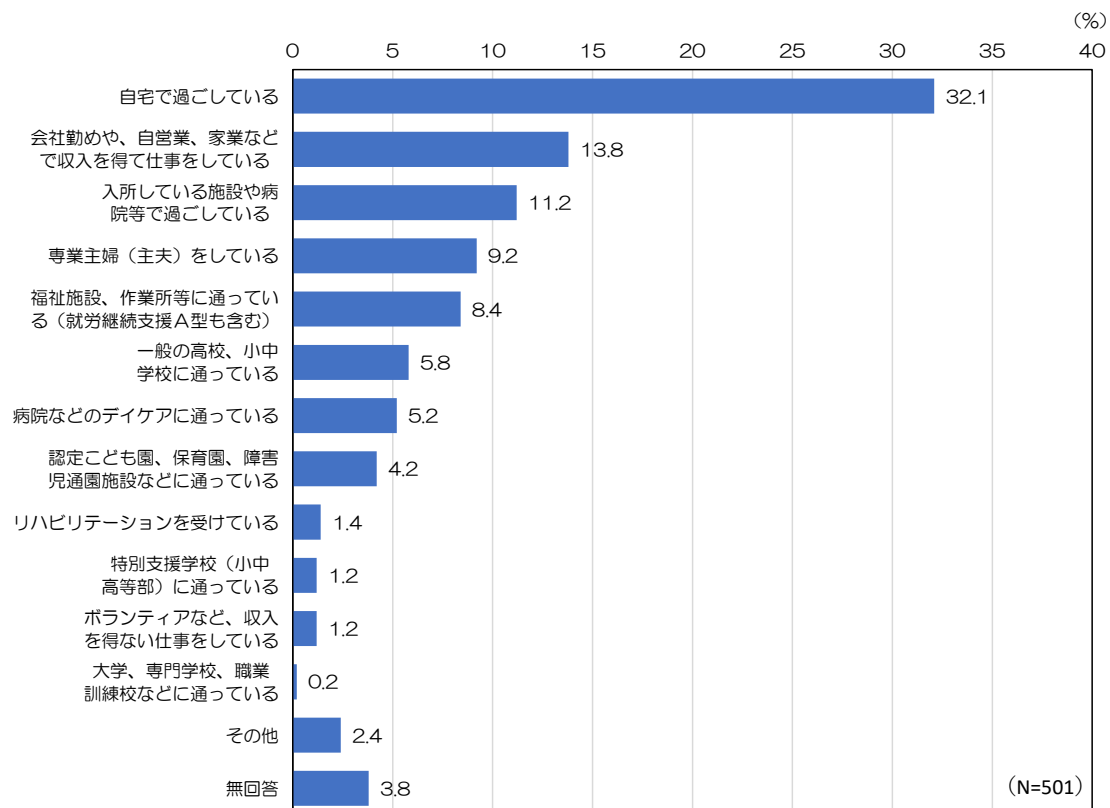
## 6 外出時に困ることについて

「公共交通機関が少ない(ない)」が28.6%で最も多く、次いで「道路や駅に階段や段差が多い」が20.8%、「外出にお金がかかる」が18.0%となっています。



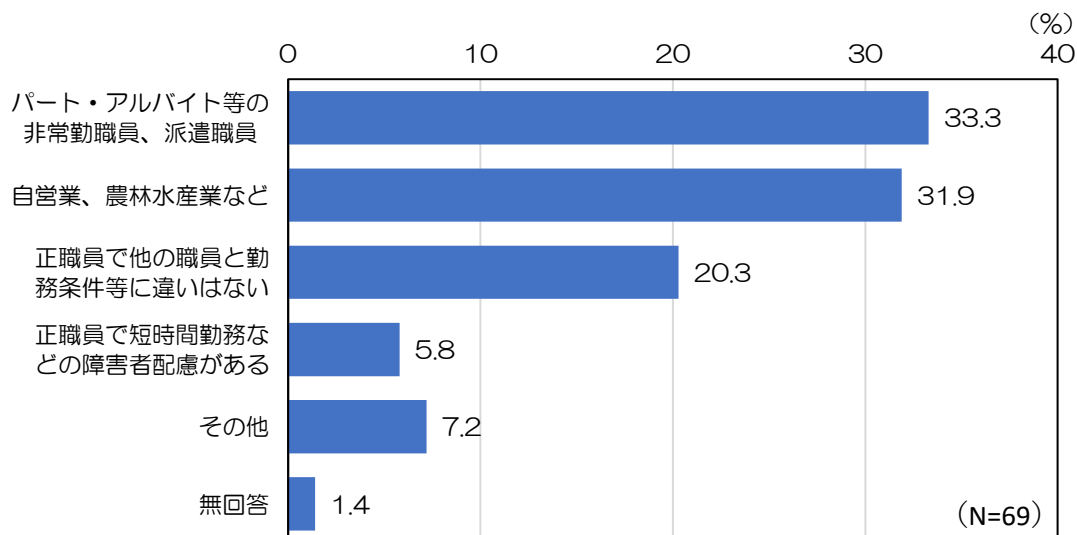
## 7 平日の日中の過ごし方について

「自宅で過ごしている」が32.1%で最も多く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が13.8%、「入所している施設や病院等で過ごしている」が11.2%となっています。



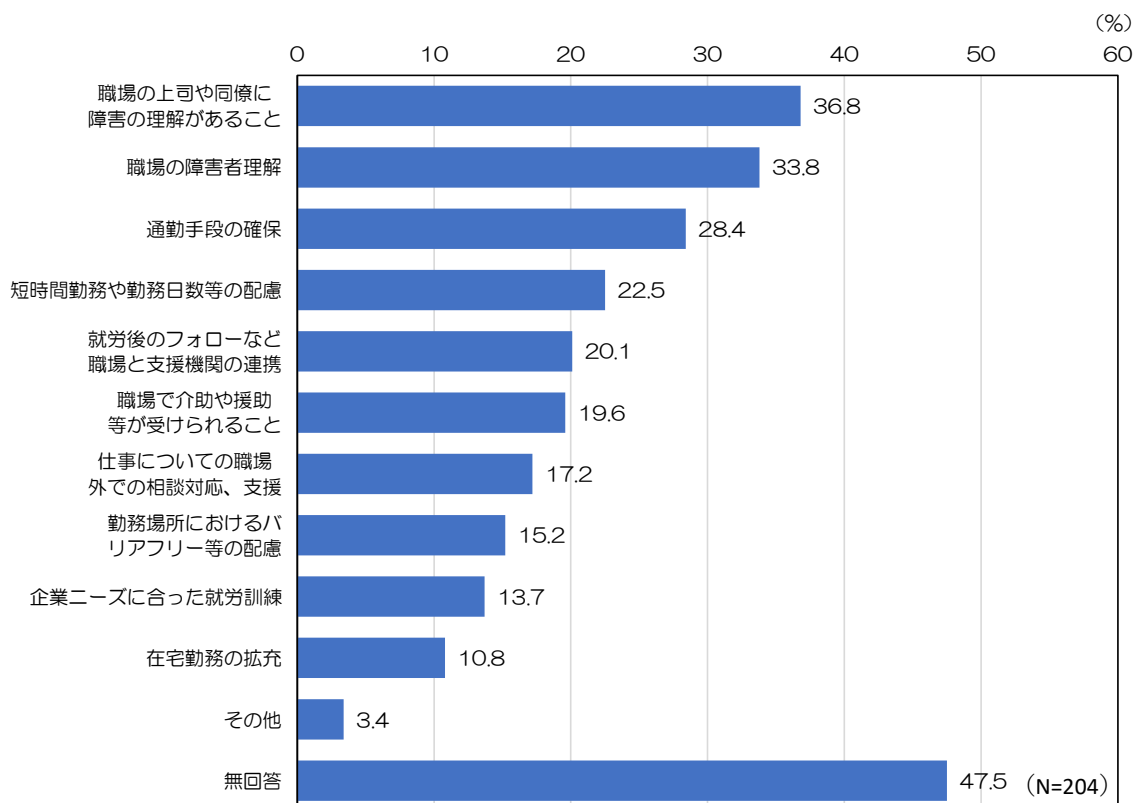
## 8 勤務形態について

平日の日中の過ごし方で「収入を得て仕事をしている」方の勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が33.3%で最も多く、次いで「自営業、農林水産業など」が31.9%、「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が20.3%となっています。



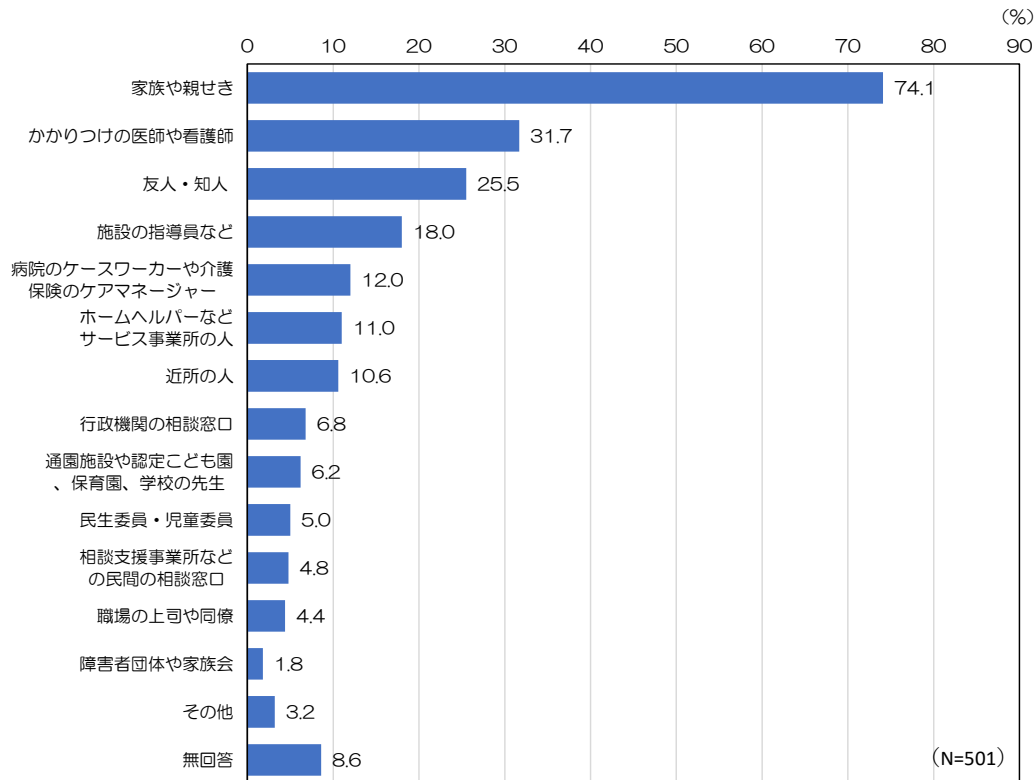
## 9 障害者の就労支援として必要なことについて【18～64歳の方のみ】

「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が36.8%で最も多く、次いで「職場の障害者理解」が33.8%、「通勤手段の確保」が28.4%となっています。



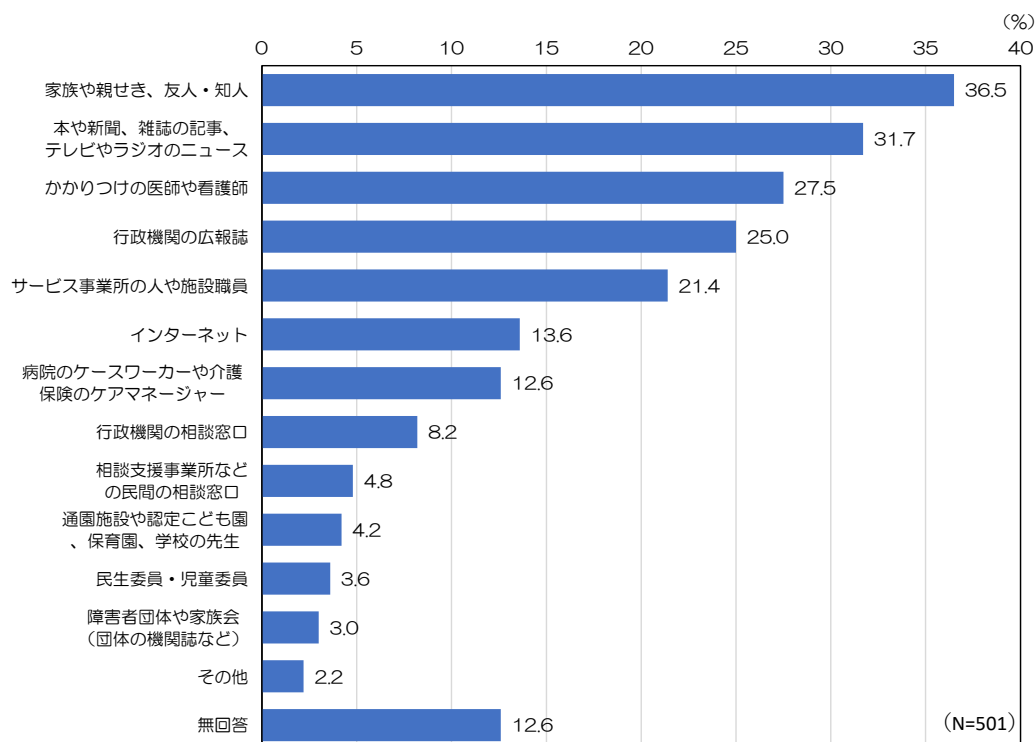
## 10 悩みや困りごとの相談相手について

「家族や親せき」が74.1%で最も多く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が31.7%、「友人・知人」が25.5%となっています。



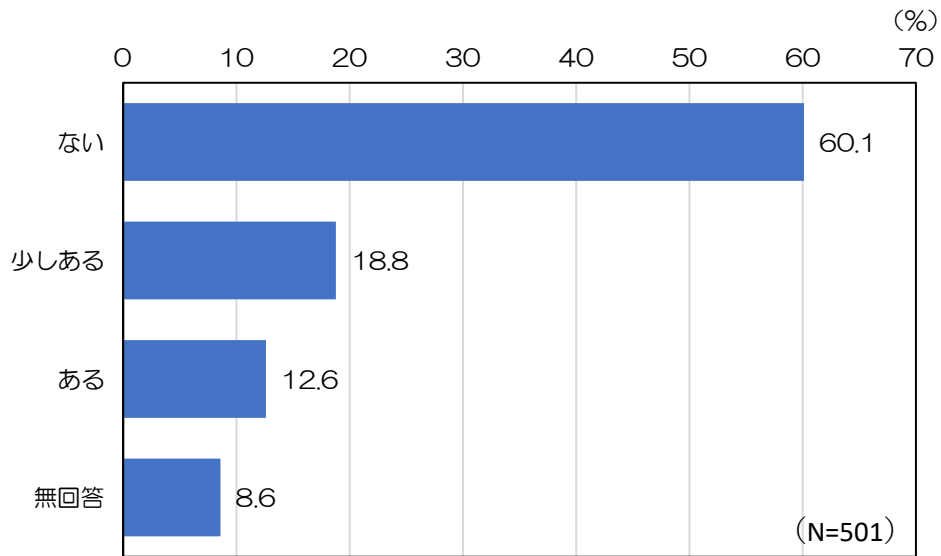
## 11 情報の収集先について

「家族や親せき、友人・知人」が36.5%で最も多く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が31.7%、「かかりつけの医師や看護師」が27.5%となっています。



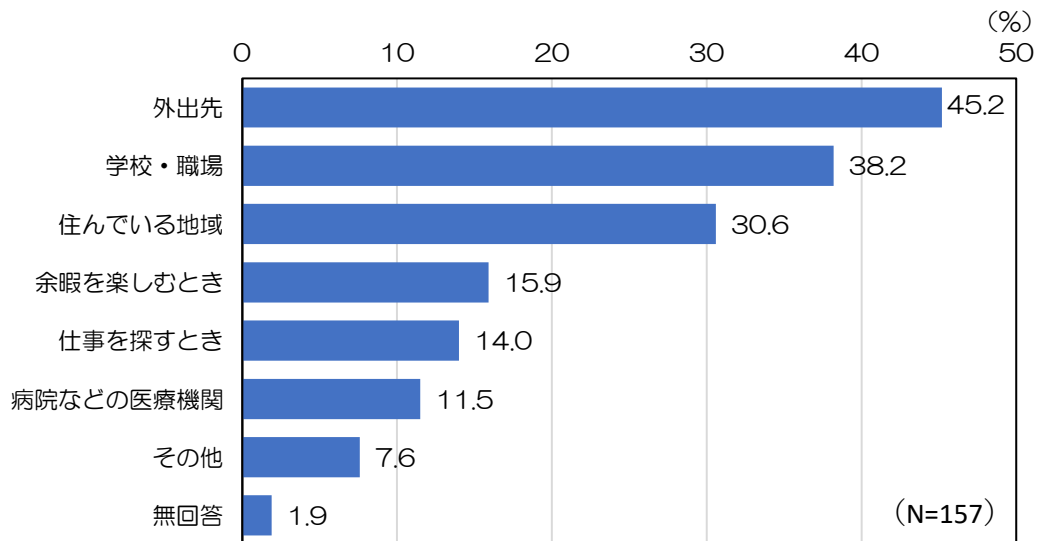
### 12 差別や嫌な思いをする（した）経験について

「ない」が60.1%で最も多く、次いで「少しある」が18.8%、「ある」が12.6%となっています。



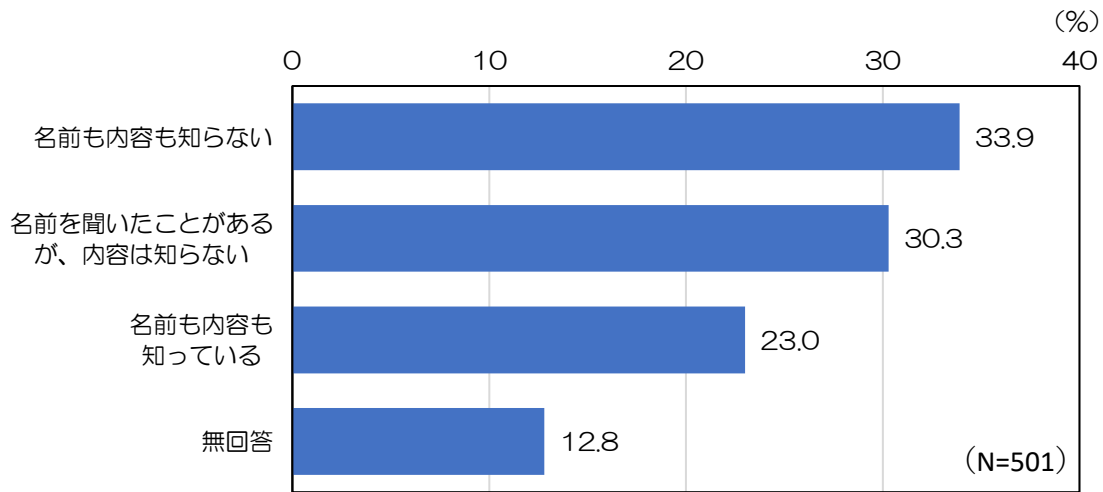
### 13 差別や嫌な思いをした場面について

「外出先」が45.2%で最も多く、次いで「学校・職場」が38.2%、「住んでいる地域」が30.6%となっています。



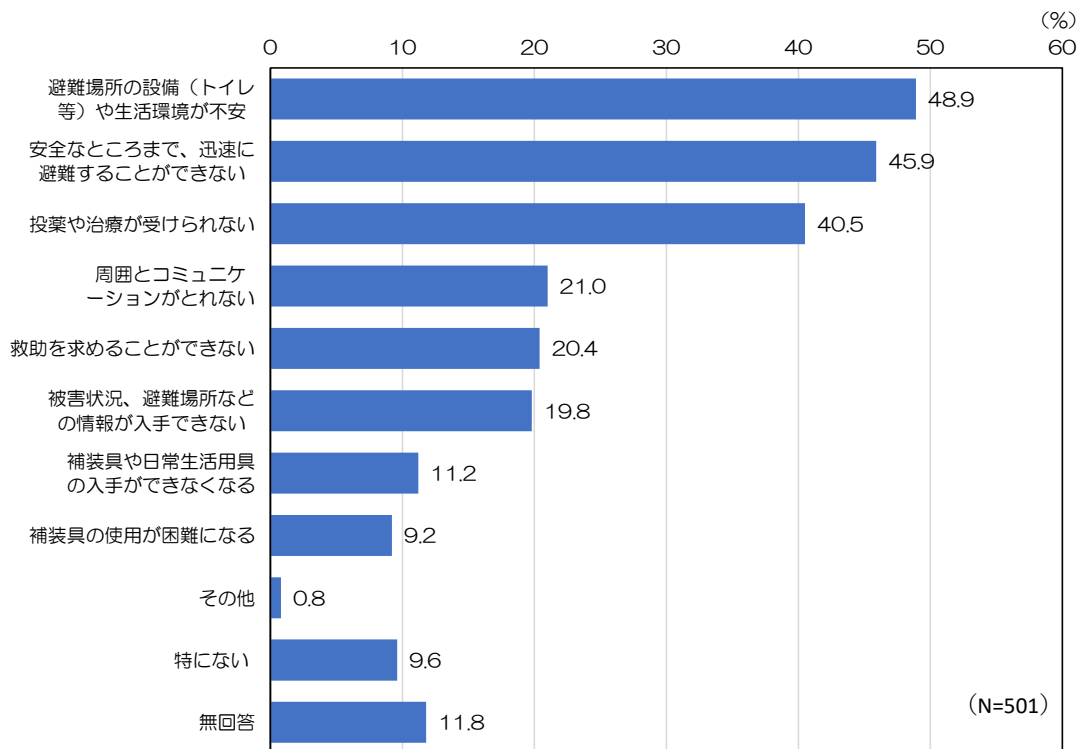
## 14 成年後見制度の認知状況について

「名前も内容も知らない」が 33.9%で最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 30.3%、「名前も内容も知っている」が 23.0%となっています。



## 15 災害時に困ることについて

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 48.9%で最も多く、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」が 45.9%、「投薬や治療が受けられない」が 40.5%となっています。

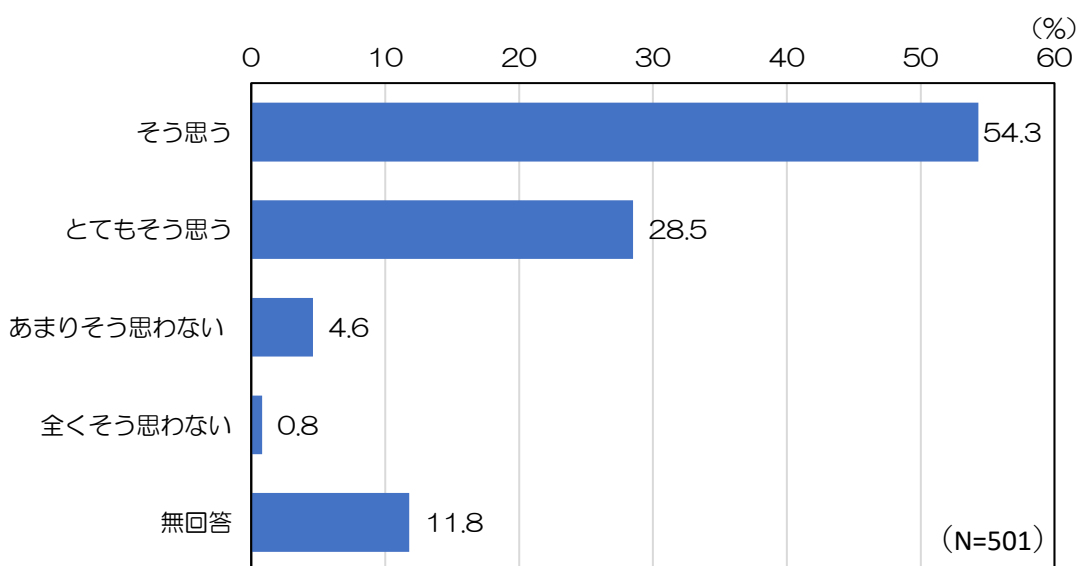




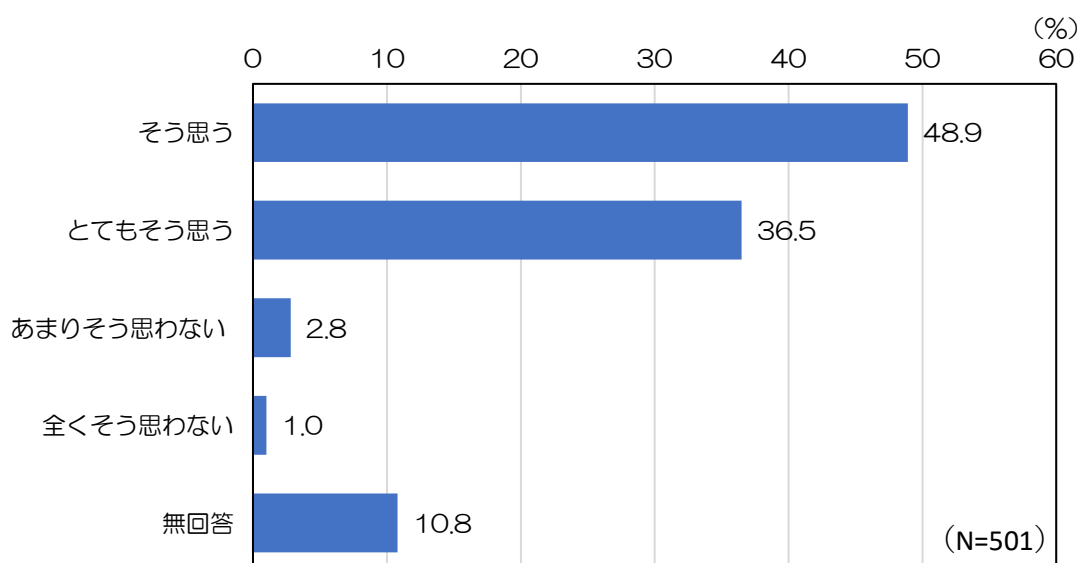
## 16 障害のある人に対して感じていることについて

「とてもそう思う」では[②人は誰でも何らかの障害者になる可能性がある]が36.5%で最も多く、次いで[③障害の有無に関らず、人は自分の意思を尊重されるべきである]が34.7%、[①障害のある人が地域で暮らすことは、当たり前のことである]が28.5%となっています。「とてもそう思う」と「そう思う」を合わせた“そう思う”でも同様の結果となっており、[②人は誰でも何らかの障害者になる可能性がある]が85.4%、[③障害の有無に関らず、人は自分の意思を尊重されるべきである]が83.4%、[①障害のある人が地域で暮らすことは、当たり前のことである]が82.8%となっています。

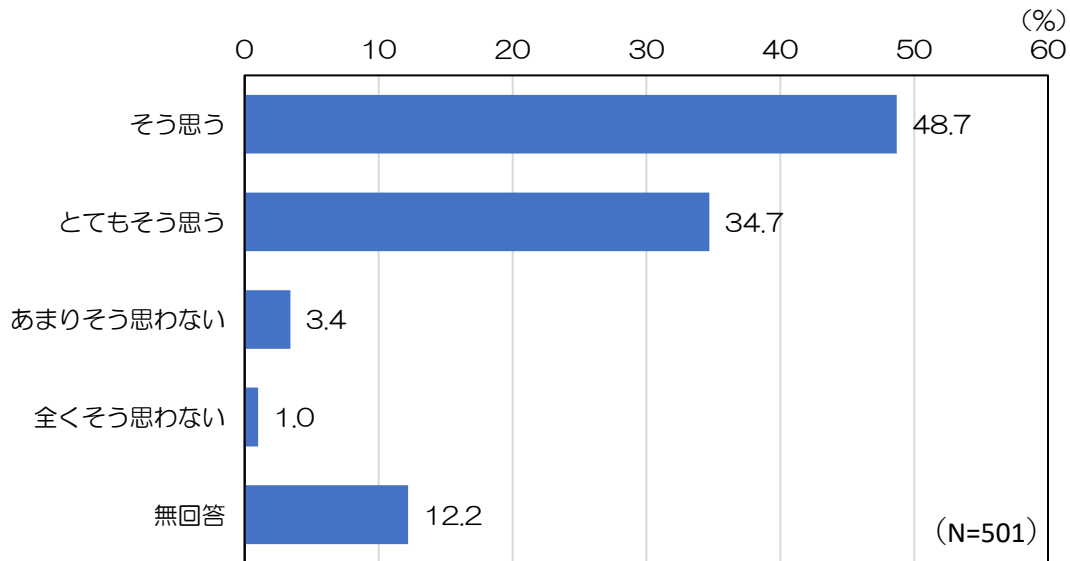
### ① 障害のある人が地域で暮らすことは、当たり前のことである。



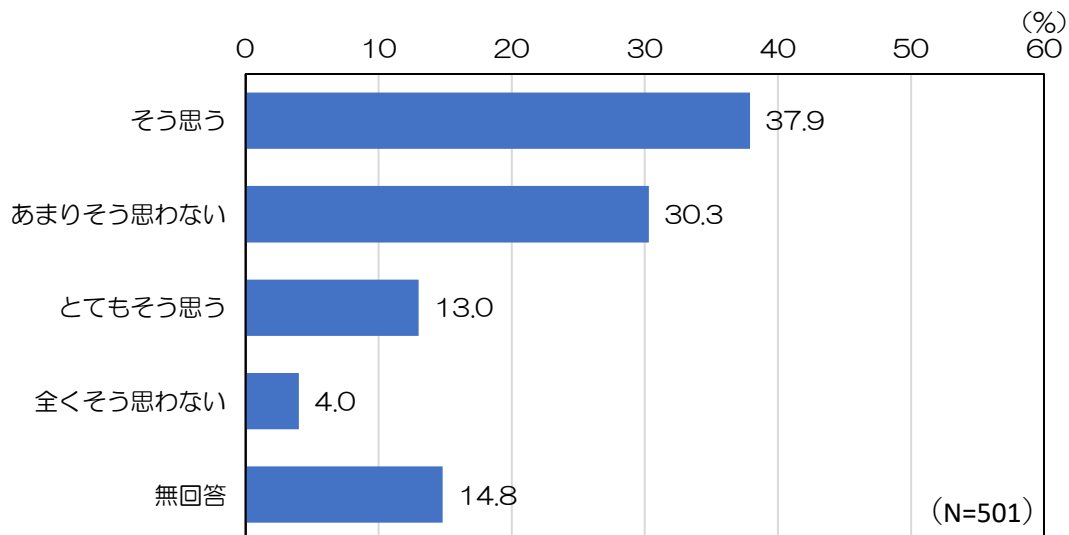
### ② 人は誰でも何らかの障害者になる可能性がある。



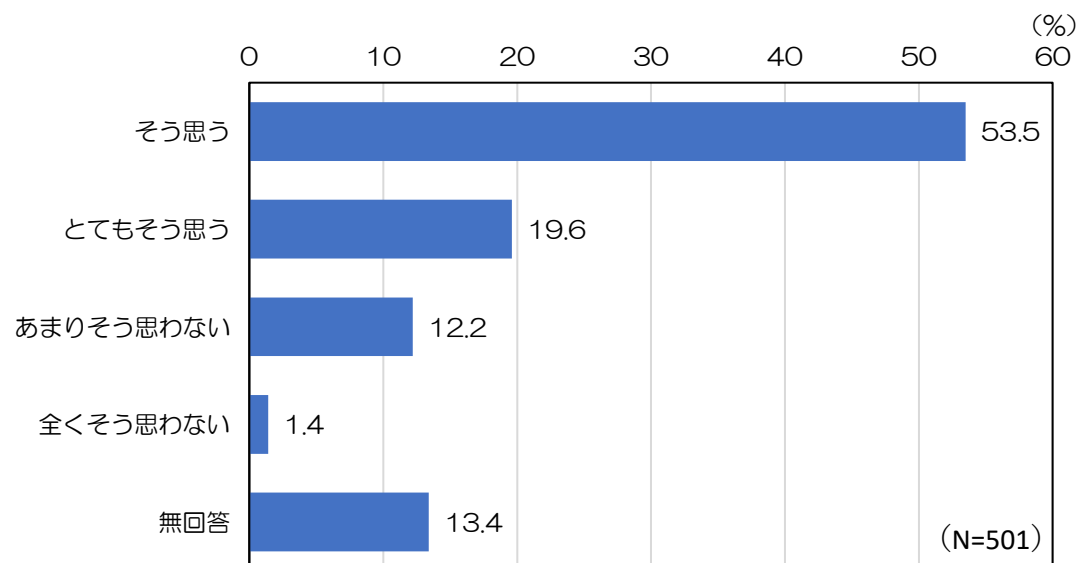
③ 障害の有無に関らず、人は自分の意思を尊重されるべきである。



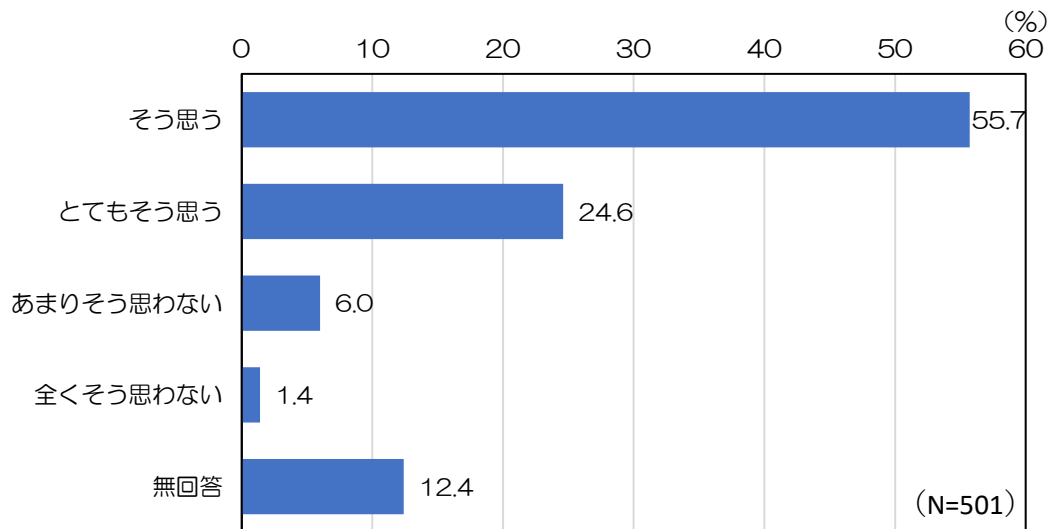
④ 機会があれば障害のある人と交流したい。



⑤ 障害のある人の社会参加が進むべきだ。

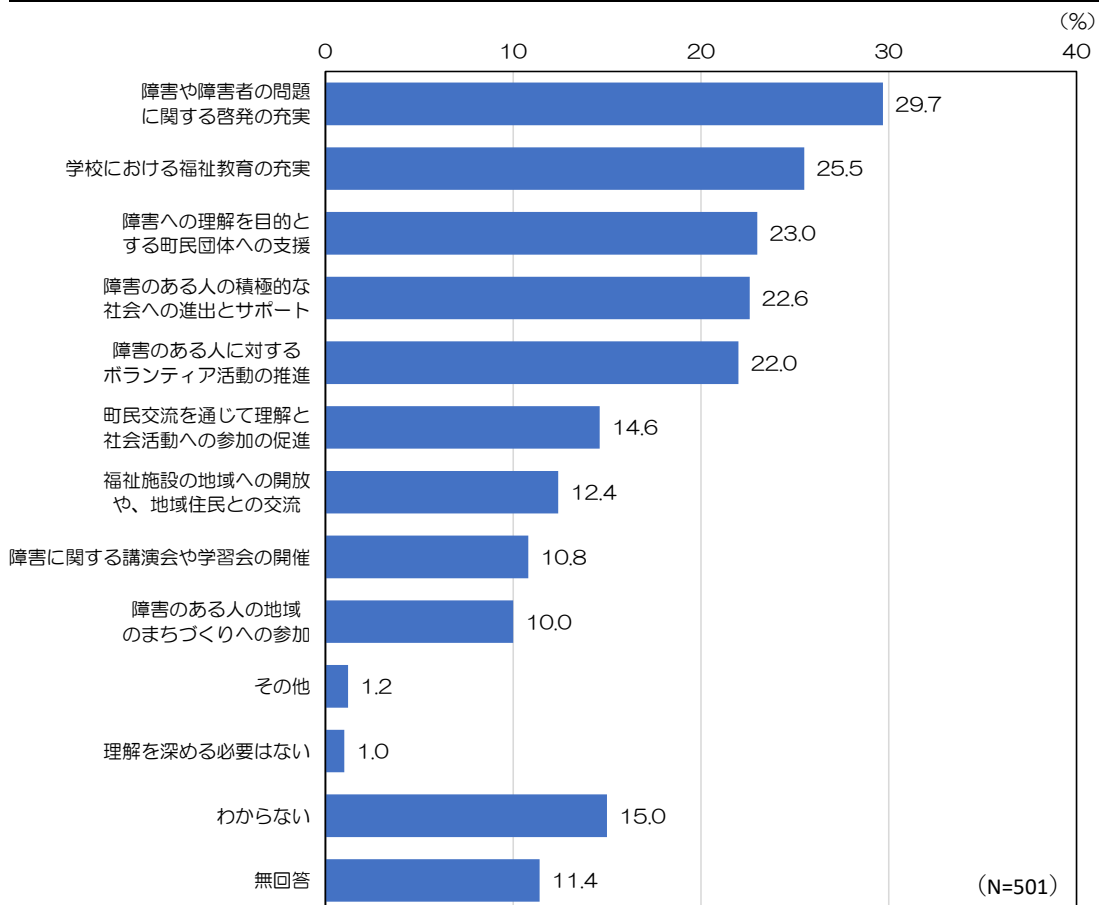


⑥ 障害のある人を行政や地域住民みんなでお互いに支え合う方がよい。



17 障害のある人への町民の理解を深めるために必要なことについて

「障害や障害者の問題に関する啓発の充実」が29.7%で最も多く、次いで「学校における福祉教育の充実」が25.5%、「障害への理解を目的とする町民団体への支援」が23.0%となっています。



## 2 用語解説

用語	説明
<b>【あ行】</b>	
意思疎通支援事業	地域生活支援事業。手話通訳者や要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置、点訳、音声訳等による支援事業などにより、意思疎通に支障がある障害者等の意思疎通を仲介するもの 聴覚その他の障害のために意思疎通を図ることが困難な障害者等に対して、手話通訳又は要約筆記により意思疎通を仲介する者の派遣等を行うことにより、聴覚障害者等の福祉の向上を図る。
移動支援事業	地域生活支援事業。屋外での移動が困難な障害者（児）が余暇活動等の外出のために付添いを必要とする場合に、ヘルパーを派遣しその支援を行うことにより、地域における自立した生活及び社会参加の促進を図るもの
医療型児童発達支援	障害児通所給付に基づくサービス。上肢、下肢または体幹の機能に障害がある児童を対象に、児童発達支援と併せて理学療法等の機能訓練などの治療を行う。
インフォーマルサービス	行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービスのことを指す。近隣や地域社会、民間やボランティアなどの非公式な援助活動がこれにあたる。
<b>【か行】</b>	
基幹相談支援センター	相談支援体制の強化を目的とした施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。
共生社会	人間は一人ひとりがすべて異なる存在であり、この違いをかけがえのないものとして受けとめ、互いが理解し合い、共に生きる社会のこと。
強度行動障害	食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。
居宅介護	介護給付に基づくサービス。障害者が自宅において自立した生活が行えるよう、入浴、排せつ、食事など生活全般の介護を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。
グループホーム	訓練等給付に基づくサービス。就労又は自立訓練、就労移行支援等を受けている障害者を対象として、事業者と賃貸契約を結んだ利用者に対し、共同生活の場において相談や食事提供その他の日常生活上の世話を行う。
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に必要な利用計画の作成にあたり、利用者等と面接を行い、障害者の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談や継続的な支援を行う。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。
行動援護	介護給付に基づくサービス。自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う。

用語	説明
合理的配慮	障害者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことをいう。
コーディネーター	仕事の流れを円滑にするための調整をする人。地域援助活動においては、地域内の事業所、機関、団体間を統合的に調整する人
<b>【さ行】</b>	
施設入所支援	介護給付に基づくサービス。入所施設において利用者が自立した日常生活が営めるよう、夜間における居住の場等を提供するもの。平日の日中は、日中活動の事業を利用する。
児童発達支援	障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学前の児童を対象に、事業所等に通り、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。
児童発達支援センター	地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。
重度障害者等包括支援	介護給付に基づくサービス。介護の必要性がとて高い人に、ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる体制の事業者が、「サービス利用計画」にもとづいて居宅介護等複数のサービスを緊急のニーズに応じて臨機応変に提供するもの
重度訪問介護	介護給付に基づくサービス。重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する身体障害者を対象として、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供する。
就労移行支援	訓練等給付に基づくサービス。一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労継続支援（A型）	訓練等給付に基づくサービス。利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行う。
就労継続支援（B型）	訓練等給付に基づくサービス。一定の賃金水準のもとで継続した就労の機会を提供し、OJT（職場内訓練）、雇用への移行支援等のサービスを行うもの。年齢が高く一般雇用が困難な障害者も対象としている。
就労選択支援	障害者の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービス
就労定着支援	就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの
障害児相談支援	障害児通所サービス等の申請に必要な利用計画の作成にあたり、児童本人や保護者等と面接を行い、児童の抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向け、相談や継続的な支援を行う。
障害者自立支援協議会	市町村を設置主体とし、その地域の行政、福祉、医療、保健、教育、雇用等の公的機関及び事業所や当事者団体等の様々な機関により構成される。相談支援事業等からその地域での課題を把握し、関係団体間で連携を取りながらその解決を図っていく場である。矢掛町では、井笠圏域の3市2町共同で「井笠地域障害者自立支援協議会」を設置していたが、令和2年4月より町単独で「矢掛町障害者自立支援協議会」を設置している。
情報アクセシビリティ	パソコンやWebページをはじめとする情報関連のハード、ソフト、サービスなどを、高齢者や障害者を含む多くのユーザーが不自由なく利用できること。

用語	説明
自立訓練	訓練等給付に基づくサービス。一定期間のプログラムに基づき、自立した生活のために必要な訓練等を行うもの。主に身体障害者を対象とした機能訓練と、知的障害者又は精神障害者を対象とした生活訓練がある。
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うもの
生活介護	介護給付に基づくサービス。常に介護を必要とする人に対して、日中に施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
成年後見制度	知的障害者や精神障害者、又は認知症高齢者などの判断能力の十分でない人について、成年後見人等が契約締結等の法律行為を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約した場合にそれを取り消すことができるようにすることなどにより、これらの人を保護する制度で、従来の禁治産、準禁治産の制度に代わるもの
相談支援事業	障害者又はその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与し、又は権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とした事業
【た行】	
短期入所	介護給付に基づくサービス。介護者の疾病その他の理由で介護が行えない場合に、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを行う。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する人に対し、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談、外出への同行、関係機関との調整などの支援を行う。
地域活動支援センター	創作的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流の促進を行う場。利用人員や活動内容により、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の３種類の形態がある。
地域生活支援拠点	障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、地域で安心して暮らせることができるよう、相談・体験の機会や場所・緊急時の受入、専門性、地域の体制づくりの機能を持つ拠点
地域生活支援事業	障害のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により効果的・効率的に実施する事業
地域定着支援	自宅で単身生活をしている障害者や家族が疾病等のため緊急時の支援が見込まれない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行う。
同行援護	介護給付に基づくサービス。視覚障害のため移動に著しい困難を有する方に、外出時の付添い、移動のための情報提供、食事の介助などを行う。
【な行】	
難病	昭和47（1972）年の難病対策要綱においては、①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病又は、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために、家族の負担が重く、また、精神的にも負担の大きい疾病とされている。このうち特定疾患治療研究事業対象疾患については、公費による医療費助成の対象となっている。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業。重度の身体障害者及び知的障害者等に対して、日常生活における便宜を図るための用具を給付するため、当該用具の購入に要する費用について支給する。
日中一時支援事業	地域生活支援事業。日中における活動の場を確保することで、障害者の家族の就労支援や日常的に介護している家族に対し、一時的な休息を提供する。
NPO	【Non Profit Organization】医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力などあらゆる分野の活動を行っている民間非営利組織で、法人格の有無や種類は問わないもの。

用 語	説 明
【は行】	
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもを育てた経験があり、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。
保育所等訪問支援	障害児通所給付に基づくサービス。児童が通う保育所や小学校等に専門知識のある職員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う。
放課後等デイサービス	障害児通所給付に基づくサービス。障害を持つまたは障害の疑いのある就学中の児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、事業所等に通り、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流体験などを行う。
【ら行】	
ライフステージ (発達段階)	【Life Stage】発達をいくつかの区切りをもってとらえると、その区切りごとに独特の特徴が現れる。この区切りを発達段階と呼び、一般に胎児期(受精～誕生)、乳児期(誕生～2歳)、幼児期(2歳～6歳)、児童期(6歳～12歳)、青年期(12歳～22歳)、成人期(22歳～65歳)、老年期(65歳以上)のように区分している。障害者の場合には特に、このような各発達段階に応じた様々なサービスが必要となる。
療育	自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された人に対して交付される手帳。岡山県では障害の程度表示は最重度・重度は「A」、中度・軽度は「B」となっている。
療養介護	介護給付に基づくサービス。医療と常時の介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとでの介護及び日常生活の世話を行う。
レスパイト	一時的中断、休息、息抜きの意味。この単語から派生した「レスパイトケア」とは、乳幼児や障害児、障害者、高齢者などを在宅でケアしている家族のリフレッシュ等のため、一時的にケアを代替する家族支援サービスのこと。

### 3 矢掛町障害者計画等策定委員会諮問

矢福介第565号  
令和5年8月17日

矢掛町障害者計画等策定委員会

委員長 原田秀史様

矢掛町長 山岡敦

第5期矢掛町障害者計画及び第7期矢掛町障害福祉計画・  
第3期矢掛町障害児福祉計画の策定について（諮問）

障害者基本法第11条第3項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定により、矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画を定めたいので、当該計画の策定について諮問します。



## 4 矢掛町障害者計画等策定委員会答申

令和6年2月8日

矢掛町長 山 岡 敦 様

矢掛町障害者計画等策定委員会  
委員長 原 田 秀 史

矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児  
福祉計画の策定について（答申）

令和5年8月17日付で諮問のありました、矢掛町障害者計画及び矢掛町障害福祉計画・矢掛町障害児福祉計画の策定について、本委員会においては、貴職から示された計画書素案を基に、障害者の方々を対象としたアンケート調査結果や関係資料等を参考とし、かつ、各計画書素案と矢掛町振興計画の整合性を図りながら、次の委員によって計4回の会議を通して慎重に審議した結果、別紙の意見を付して答申します。

### 記

委員長 原 田 秀 史  
副委員長 筒 井 英 明

委員	栢 野 正 敏	委員	佐 伯 愛
委員	横 山 昇 一	委員	平 井 育 子
委員	平 岡 真 喜	委員	谷 本 弥 生
委員	川 田 世 利 子	委員	徳 山 聡 子
委員	守 屋 恵 子		

### 答 申

- 1 第5期矢掛町障害者計画の基本理念である「共生社会」の実現～すべての町民が暮らしやすいまち～の実現のため、障害者の自立支援の視点を踏まえた地域生活への移行や就労支援といった課題への対応、住まいの場の充実に向けた施設整備等、地域全体で支える取組の充実を努められたい。
- 2 本計画の推進にあたっては、相談支援体制の強化とともに、地域資源のネットワークの構築を通して、障害者（児）一人ひとりが生きがいと尊厳を保ちながら、自立した生活が安心して送られる取組の推進に努められたい。そのため、各種福祉サービスを提供している現場での意見を聴取し、常に各種福祉サービスの現状と課題について把握できる体制の整備に努められたい。

## 5 計画の策定経過

第5期矢掛町障害者計画及び第7期矢掛町障害福祉計画・  
第3期矢掛町障害児福祉計画の策定経過

実施年月日	実施内容
令和5年1月13日から 令和5年1月27日まで	第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定に係る福祉に関するアンケート調査を実施する。 (郵送配布 郵送回収)
令和5年8月10日	岡山県へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の中間報告を実施する。
令和5年8月17日	<b>第1回矢掛町障害者計画等策定委員会開催</b> 委員長、副委員長を選出し、委員会開催スケジュールを決定する。計画の策定について町長から諮問を受ける。 計画の概要、矢掛町の現況、各種福祉サービスの状況及び福祉に関するアンケート調査について審議する。
令和5年10月13日	岡山県へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の中間報告を実施する。
令和5年10月19日	<b>第2回矢掛町障害者計画等策定委員会開催</b> 第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の目次構成案、計画骨子案について審議する。
令和5年11月27日	<b>第3回矢掛町障害者計画等策定委員会開催</b> 第5期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の各素案について審議するとともに、パブリック・コメントの実施内容についての説明を行う。
令和5年12月8日から 令和6年1月9日まで	第5期障害者計画(案)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)のパブリック・コメントを実施する。
令和5年12月13日から 令和6年1月9日まで	矢掛町障害者自立支援協議会構成員に対し、団体の現状や課題、計画への意見聴取を実施する。
令和6年1月15日	岡山県へ第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の数値目標、サービス見込量の最終報告及び協議書を提出する。
令和6年1月25日	<b>第4回矢掛町障害者計画等策定委員会開催</b> パブリック・コメントの実施結果の報告を行うとともに、第5期障害者計画(案)及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について審議する。
令和6年2月8日	町長に答申する。(委員長・副委員長)

## 6 矢掛町障害者計画等策定委員会設置要綱

令和3年3月30日

告示第51号

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項の規定に基づく障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「矢掛町障害者計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「矢掛町障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（以下「矢掛町障害児福祉計画」という。）の策定のため、矢掛町障害者計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、調査及び審議を行うものとする。

- (1) 矢掛町障害者計画策定に関すること。
- (2) 矢掛町障害福祉計画策定に関すること。
- (3) 矢掛町障害児福祉計画策定に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員15名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 矢掛町議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 保健及び医療関係者
- (4) 福祉関係者
- (5) その他町長が必要と認める者

2 前項各号の委員の任期は、当該計画に係る審議が終了するまでとする。ただし、役職による委員にあつては、その役職の任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員は、専門的事項の調査、研究及び審議を行う。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて部会を設けることができる。

5 部会は、委員長が指名する委員をもって構成し、必要に応じて委員長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 委員会又は部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。

(補助機関)

第7条 委員会にプランナーグループを置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 報酬及び費用弁償は、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和29年矢掛町条例第17号）に定める専門委員の例により支給する。

(庶務)

第9条 委員会又は部会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる委員会は町長が招集する。

## 7 矢掛町障害者計画等策定委員会委員名簿

区 分	委員名	所属団体等名称
矢掛町議会議員	◎原田 秀史	矢掛町議会産業福祉常任委員長
学識経験を有する者	栢野 正敏	備中県民局健康福祉部福祉振興課長
保健及び医療関係者	○筒井 英明	笠岡医師会代表
福祉関係者	横山 昇一	矢掛町民生委員児童委員協議会 障害者福祉部会会長
	平岡 真喜	ほほえみ矢掛所長
	川田 世利子	矢掛町障害者地域活動支援センター施設長
	守屋 恵子	障害者福祉施設職員
	佐伯 愛	児童デイサービスまきび管理者
	平井 育子	やかげ点訳サークル代表
その他町長が必要と認める者	谷本 弥生	矢掛町手をつなぐ親の会会長
	徳山 聡子	矢掛小学校長（特別支援学級代表校）

◎委員長

○副委員長

【任期：令和5年8月17日～審議が終了するまで】

**第7期矢掛町障害福祉計画・第3期矢掛町障害児福祉計画**

- 発行日 令和6年3月
- 発行 矢掛町役場 福祉介護課

〒714-1297 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018 番地

TEL (0866)82-1026 FAX (0866)82-9061